

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太田佳祐君	2 番	広瀬隆博君
3 番	乾豊君	4 番	若山隆史君
5 番	山田利夫君	6 番	江上聖司君
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田功君
9 番	角田寛君	10 番	後藤省治君
11 番	富田栄次君	12 番	栗田利朗君
13 番	丹羽豊次君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	中川満也君	副町長	永澤幸男君
総務課長	早野博文君	企画調整課長	高橋伸行君
税務課長	木下誠司君	健康福祉課長	片岡兼男君
住民課長	北村嘉彦君	建設課長	山口哲司君
産業課長	太田宣男君	上下水道課長	立川昭雄君
会計管理者兼 会計課長	栗本純治君	消防主任	廣瀬太佳夫君
教育長	和田満君	学校教育課長	木全豊君
生涯学習課長	衣斐修君		

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	藤塚康孝	書記	渡部善充
書記	森田唯		

4 議事日程

日程第1 一般質問

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（角田 寛君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、4番 若山隆史君、5番 山田利夫君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これより議事日程に入ります。

---

日程第1 一般質問

---

○議長（角田 寛君） 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。

3番 乾豊君。

〔3番 乾豊君登壇〕

○3番（乾 豊君） おはようございます。

議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をしたいと思います。

私のほうからは、3点について質問をいたします。

まず、1点目は高齢者の運転免許証の自主返納支援策について、2点目は学校教育現場の課題について、3点目は母子手帳ならぬ祖父母手帳の導入について、以上、この3点について伺いをしたいと思います。

まず1点目でございますが、高齢者の運転免許証の自主返納支援策についてでございます。

今、高齢者の運転による交通事故が全国的に多発しているのは、テレビ等、メディアの報道において御承知のとおりだと思います。年間1万件以上の高齢者による交通事故が発生していると聞いており、社会問題ともなっております。75歳以上の高齢者ドライバーは、必ず認知機能検査を受けるよう道路交通法が改正施行されました。アクセルとブレーキを踏み間違えて民家や店舗等へ入り込む、人を巻き添えにしてとうとい命までも奪っています。

そうした中、運転免許証の自主返納については、私は昨年3月議会において一般質問いたしました。垂井町におきましても自主返納された場合には、巡回バスの回数券を進呈するなど、自主返納者の足の確保を少しでも支援するとの回答でありました。その実施方法でございますが、平成29年度に向けて検討していくという答弁でございましたが、具体的にどのように検討されたのか。

また、平成29年6月から垂井町運転免許証自主返納支援事業実施要綱が制定されましたが、この要綱を発するのにどのような方法でPRされたのか。十分に周知されていないのではないのでしょうか。また、今現在、何人の方が免許証を自主返納されたのか。どれだけの方がこの支援事業を周知されているのかどうかをお尋ねいたします。

続きまして2点目でございますが、学校教育現場の課題についてでございます。

教職員の長時間労働が深刻化するなど、学校を取り巻く環境は大変厳しい状況にあり、全国規模で教員の負担軽減の具体策や長期休暇のあり方については議論が進んでいるところと思えますけれども、岐阜市においては、夏休み期間の学校閉庁日を16日間設け、教員が休暇を取りやすい環境にするとされています。また、少子化の進行や居住環境に対する意識の変化により、人口の偏在も教育に影響を与え始めていると思えます。と同時に、教育環境の適正化についての見直しも必要となってくると考えられます。

町では、総合教育会議等により、これらの課題に取り組んでおられると思いますが、教育環境の向上についてお尋ねをしたいと思います。

1つ目として、教職員の多忙化の実情でございます。その中の1つ目として、教職員の労働時間の実態はどのような状況なのか。2つ目として、教職員の多忙化解消に向けた取り組みはどのような状況なのか。3つ目として、学校現場の多忙化などの課題について、総合教育会議ではどのように検討されたか。

また、2つ目として、教育環境の適正化でございますが、1つ目として、町の教育環境にはどのような課題があるのか。2つ目には、教育環境の適正化に向けた現在の町の取り組みの状況についてどうかをお尋ねしたいと思います。

続いて3点目でございますが、母子手帳ならぬ祖父母手帳の導入についてでございます。

近年、核家族化、あるいは少子化など急激な社会の変化により、世代の異なる家族や地域の交流の機会が減り、地域のつながりが薄くなってきたようにも感じ、子育てが厳しい時代になってきている感じがする昨今でございます。そういう中で、共働き家族の増加で、子育てに対して祖父母の助けを求めることも次第にふえてきているとも感じております。

しかし、祖父母が私の時代はこうだったと孫育てを進めていく中で、それは昔のことで、今の時代はこうですと親世代と祖父母時代の行き違いが生じ、お互いに気分を害してしまうということも多々あるのではないのでしょうか。私にも孫がおります。祖父母にとって孫はとてもかわいい存在です。「じいじ」「ばあば」と言ってくると、目の中に入れても痛くないほどいとおしくなります。「育じい」「育ばあ」という言葉が使われているように、孫育てに熱心なシニア世代がたくさんいます。子育てにおいては、祖父母の存在を頼りにしている親世代も少なくないと思っております。シニア世代の持つ豊かな知恵と経験を未来を担う子供たちのために発揮できることは、祖父母にとってこんなにうれしいことはありません。

孫育てに先進的に実施しているのは、全国では石川県、兵庫県、奈良県、市においては三島市、さいたま市があり、孫育てガイドブックを活用し、孫育ての講座も開催されています。また、さいたま市では、「笑顔をつなぐ孫育て」と題して、こういった冊子でございます。これが作成されておまして、私も見ましたけれども、内容は、祖父母が孫育てをすることによるメリットがあり、祖父母と親の上手なつき合い方、子育ての新常識、昔と今の子育ての相違点、子供の事故の注意点など、イラストを使って解説されており、市内や近隣にあるお出かけスポ

ット、孫育てを支える相談窓口の一覧などが盛り込まれております。

この祖父母手帳は、市役所、市立の図書館、公民館などで配布されていて、ホームページからも印刷できるようになっています。これは非常に便利で、すぐに役立つものであります。最近では、子育ての仕方など直接祖父母に言うとかが立つことでも、手帳を渡すことにより、間接的に自分の思いを伝えられるのでいいという声も寄せられて、大変好評だそうでございます。

この祖父母手帳が、祖父母世代と親世代がよりよい関係をつくるきっかけになり、祖父母は自分の孫が大きくなったら、次は地域の子育ての担い手になってもらおうと期待をしているということでございます。

以上のことを踏まえまして、本町においても子育て世代間のギャップを解消するため、母子手帳ならぬ祖父母手帳の導入をぜひ実施していただきたいと思いますが、町長のお考えをお願いいたします。

以上、3点について質問をいたしますけれども、わかりやすく丁寧に御答弁をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（角田 寛君） 企画調整課長 高橋伸行君。

〔企画調整課長 高橋伸行君登壇〕

○企画調整課長（高橋伸行君） おはようございます。

私からは、乾議員からの1点目の御質問、高齢者の運転免許証の自主返納支援策についての答弁をさせていただきます。

御質問の内容は、制度運用に当たり具体的にどのように検討したのか、どのような方法でPRしたのか、十分に周知されていないのではないのか、現在、何人の方が免許証を自主返納したのかといった内容でございます。

運転免許証自主返納支援制度につきましては、高齢などの理由により運転技術の低下が招く交通事故の発生を抑止するため、運転免許証の自主返納のきっかけづくりの一環として平成29年7月から運用を開始しているところでございます。

制度運用に当たり、具体的にどのように検討したのかということでございますが、制度制定に当たっては対象者を誰にするのか、どのような支援を行うのか、手続はどのようにするのかといった内容で検討を行ったところでございます。その結果、本町のこの制度は、高齢者だけに限らず、何らかの理由で運転技術が低下し、運転免許証を自主返納される方も対象としており、申請により町巡回バス定期券1年分を1回に限り交付することとしたものでございます。

どのような方法でPRしたのか、十分に周知されていないのかというお尋ねでございますが、制度の周知に当たりましては、平成29年7月号、9月号、本年2月号の計3回広報「たるい」に掲載するとともに、町のホームページにおいても掲載し、また、平成29年7月に全戸配布しました巡回バスの路線図や時刻表にも掲載するなど、周知に努めているところでございます。また、運転免許証の自主返納の窓口となる西濃運転講習センターや垂井警察署にも情報提供を行い、御協力をいただいているところでございます。

現在、何人の方が免許証を自主返納したのかというところでございますけれども、垂井警察署に問い合わせをしましたところ、平成29年1月から12月までの1年間で85人、平成30年1月の1カ月間で5人という状況でございます。また、本町の制度を活用して運転免許証を自主返納された方が、申請により町巡回バスの定期券の交付を受けた方は、制度運用開始の平成29年7月から本日までの間に29人でございます。

今後、定期的に広報「たるい」に掲載するとともに、交通指導員とも連携しながら、高齢者に対する交通教室を行う際にはこの制度の紹介を図るなど、さらなる制度の周知に努めてまいります。御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 学校教育課長 木全豊君。

〔学校教育課長 木全豊君登壇〕

○学校教育課長（木全 豊君） おはようございます。

私のほうからは、乾議員の御質問のうち2つ目の学校教育現場の課題についてお答えさせていただきます。

まず、教職員の労働時間の実態についてお答えします。

平成28年11月に県教育委員会が実施しました時間外勤務の調査によりますと、時間外勤務時間が80時間以上の教職員は、町内の小学校で38名、38.4%です。中学校では31名、63.3%でございました。この結果から、町教育委員会といたしましても課題意識を持ち、教職員の多忙化解消に向けて取り組んできたところであります。

その多忙化解消に向けた取り組み内容といたしましては、平成29年4月14日付で町教育委員会と町小・中校長会の連名で、教職員一人一人に文書を配付いたしました。その文書では、教職員の負担軽減や多忙化解消を目指し、水曜日と8のつく日のノー残業デーの実施や、子供の作品に対する先生のコメントを省いたり、学級内の掲示物を最小限にとどめたりとするなどの具体的な取り組み内容を示しています。そして、子供に向き合う時間を大切にすることを述べております。

また、平成29年6月の校長会では、学校のスリム化を話題とし、各学校の実態に応じた取り組み内容を示し、具体的な改革、対応を指示したところであります。さらに、平成29年の8月12日から16日までの5日間を完全学校閉庁日とし、この期間は日直を置かず、職員も出勤しないこととし、教職員の休暇の取得促進を図ってきたところであります。

こうした取り組みの結果、平成29年11月の時間外勤務の調査においては、時間外勤務時間が80時間以上の教職員は、小学校では10名、前年は38名でございました。中学校では32名、前年は31名でございました。これは、中学校では、この11月が期末テストの採点や学期末の評価などの繁忙期に当たるためと考えております。町教育委員会の独自の調査によりますと、この翌月、平成29年12月の中学校における時間外勤務時間が80時間以上の教職員は11名で、前年の15名よりは減少している状況でございます。

次に、総合教育会議での検討状況でございますが、平成27年10月から新教育委員会制度へ移

行し、町長と教育委員会が協議・調整を行う場である総合教育会議を設置しております。この総合教育会議で協議・調整を行う事項としましては、教育大綱の策定、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、児童・生徒等の生命、身体に被害が生じる緊急の場合に講ずべき措置の3つが定められております。

町では、現在までに4回の会議を開催し、教育大綱の策定や学校教育の方向について協議をまいりました。今年度は第2次教育大綱について協議を行ったところであります。学校現場の多忙化につきましては、総合教育会議では協議しておりませんが、完全学校閉庁日の実施など、多忙化解消に向けた取り組みについては、町長と協議を行いながら進めてまいりました。今後も引き続きさまざまな視点から多忙化解消に向けた取り組みを進め、教職員の働きやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、教育環境の適正化についてお答えいたします。

少子化の進行や人口の偏在により極端に児童・生徒数が減少し、それに伴い学級数が減少し、教職員も減少した結果、学校の存続問題へとつながっていくことが課題の一つであると考えております。文部科学省が平成27年度に示しました公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き、少子化に対応した活力ある学校づくりに向けてによりますと、小・中学校ともに適正規模は12学級以上18学級以下とされていますが、同時に地域コミュニティの核としての配慮や、地理的要因や地域事情による小規模校の存続等さまざまな配慮が必要であるとされております。

町におきましては、町長が地域の文化の拠点として、また地域コミュニティの核として現在の小学校を重視すると述べておりますので、教育委員会といたしましても、現在の体制の中で適正な教育を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） 乾議員からの3つ目の質問、母子手帳ならぬ祖父母手帳の導入について、子育て世代間のギャップを解消するため、母子手帳ならぬ祖父母手帳の導入の実施については、子育て支援を担当いたします健康福祉課所管でございますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

初めに、近年、育児に携わる高齢者は生きがいを感じながら取り組んでおられる方が多く、赤ちゃんにとっても情緒豊かに育つことが期待でき、本来でしたら祖父母の育児参加は実の父親、母親や子供にとっても利点があると言えます。しかしながら、現代は、祖父母世代が子育てをした時代とは育児環境も育児技術も大きく変わり、不安を持たれている祖父母の方が少なくありません。また、一方で、親世代とどのようにかかわって、大切な我が子のことを伝え、相談したらよいか悩んでいる父母の方もおられるのが現状ではないでしょうか。

そんな子育てに関する世代間のギャップを解消するためのノウハウや現代主流の育児方法を

紹介しているのが、議員が御紹介の母子手帳ならぬ祖父母手帳なるものです。議員からはさいたま市の祖父母手帳を紹介されておられますが、実は岐阜県では全国自治体に先駆け、平成23年度に孫育てガイドブックというものが発行されております。

孫育てガイドブックというのは、これは通常の母子健康手帳ですけれども、この大きさよりも若干大きい、これが孫育てガイドブックと言われるもので、A5判のものとなっております。こちらに、孫でマゴマゴしたときに読む本というようなことがタイトルに出ておりますけれども、カラー刷りで54ページのものとなっております。

この孫育てガイドブックは、祖父母目線から、孫やその親たちと心地よい関係を築いていくために発行されたもので、祖父母が育児をする際に現在主流の育児方法や世代間の意識の違いについて祖父母世代の理解を図り、孫育てや地域での子育て支援への積極的なかかわりを促進することを狙いとしたものです。

主な内容に、現在主流になっている育児方法、ここが危ないあなたの家の危険度チェック、子育て世代に聞いた「言われて、されて、うれしかったこと、イヤだったこと」、祖父母世代に聞いて「言われて、されて、うれしかったこと、イヤだったこと」、そして相談窓口や地域の子育て支援の紹介などが掲載されています。

このガイドブックを入手するには、直接岐阜県に提供の依頼をするほかに、市町村の窓口を通じて配付していますとともに、岐阜県のホームページからもダウンロードして取得することが可能です。このように、岐阜県が54ページにもわたるガイドブックを既に発行し、無料で提供の上活用することができることを鑑みれば、改めて町単独で作成することは必要がないと考えますので、議員が希望される町単独で導入することについては今のところ考えておりませんので、御理解をお願いいたします。

なお、垂井町では当該ガイドブックについて、昨年4月号広報「たるい」の男女共同参画の啓発記事面において、また昨年6月号広報「たるい」では、タルイピアセンターの新刊紹介において、それぞれ当該冊子の紹介やPRを行っております。また、今年度、健康福祉課窓口におきましては、10部準備をしておいたわけですけれども、今までに3部配付した実績がございます。

今後も各幼稚園、保育園、こども園などにおきまして、いろいろな機会を捉えて周知・PRに努めてまいります。

以上、乾議員からの質問、母子手帳ならぬ祖父母手帳の導入の実施についてのお答えとさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 3番 乾豊君。

〔3番 乾豊君登壇〕

○3番（乾 豊君） 御答弁ありがとうございました。

再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の運転免許証の自主返納支援策として巡回バスを定期券1年分無料ということ

でございますが、じゃあ、1年を過ぎたら支援はないということなのか、それとも1年ずつ更新できるということなのか、また終身無料にすることのお考えはあるのかどうかをお伺いしたいと思います。

それから、3番目の祖父母手帳についてでございます。いろいろと答弁していただきましたけれども、先ほど課長も申しましたように、祖父母手帳にということで岐阜県も、実は最新版ですかね、平成29年12月に私も取り寄せました。おっしゃるとおり、五十何ページのものがございますけれども、内容はよくわかりますけれども、中身を見ても非常に字が多く、余り見づらいような気がするわけでございます。

ですから、岐阜県においては作成されておるんですけれども、垂井町につくる必要はないということではなく、垂井町独自の祖父母手帳を作成してはどうかということも思います。もう少し前向きに検討していただくお考えはないのかをお尋ねします。

それから、将来を担う子供たちでございますので、祖父母や親世代とのよりよいコミュニケーションを保つためにぜひとも必要と考えますので、再度お考えをお尋ねしたいと思います。以上でございます。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 乾議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず1点目の高齢者の免許の自主返納の施策について、定期券の1年間無料後、その1年後はどうなるんだということでございますが、基本的には1年間の期間限定ということで対応しておるところでございます。このことは、基本的に自主返納を促すための施策として考えております。

翻って全ての方、そうすると免許を持っていない方はお金を出して定期なり回数券を買ってみえるわけでございますので、そういった方々はどうするんだということになってまいります。そうすると、老人に対しては全て無料パスを出すのかということになりますので、この公共バスの運行を始めたときに申しましたように、100円いただくという中で、やはり受益者の応分な負担というものをいただきながら地域公共交通を維持していくという考えに基づきますと、あくまでこれは自主返納を促すための一時的な方策であるとして、1年間の期間限定でやっていきたいという考えでございますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

それから、2つ目の母子手帳ならぬ祖父母手帳についてでございます。

岐阜県が大変すばらしいものを出しておりますので、これをいかに利用するかということにかかってくると思います。このことの啓発等をしっかりまたしていく必要があると思いますが、これを要約する必要があるのかどうかということも考えていかなければなりませんし、これはやはり使われる方々がどういう思いでやられるかということになってくると思います。現状、やはり県がこうしたいものを出しておりますので、これをしっかり普及を図っていくということがまず第一ではないかなと。これをさらにかみ砕いて町版をつくるということの検



討ということは、今のところはまだ控えたいというふうに思っております。

なお、よく言われますけれども、孫育ての部分でおじいちゃん、おばあちゃんが前面に出ていきますと親世代との衝突ということがあって、やはり子育ての根本的な責任というものは親が持っているわけですので、この辺が主と従が逆転するようなことがあってはいけないというふうに思います。そういったことも踏まえて、親世代をしっかりとまたサポートしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（角田 寛君） 7番 中村ひとみ君。

〔7番 中村ひとみ君登壇〕

○7番（中村ひとみ君） 皆さん、おはようございます。

まず初めに、3月11日東日本大震災から7年を迎え、全ての犠牲者の冥福と被災地の復興、被災者の生活再建を心よりお祈り申し上げます。

それでは、通告に従いまして2点にわたって質問をさせていただきます。

学校での心肺蘇生教育の普及推進及び突然死ゼロを目指した危機管理体制の整備について伺いいたします。

突然の心停止から救い得る命を救うためには、心肺蘇生・AEDの知識と技能を体系的に普及する必要があると、学校での心肺蘇生教育はその柱となるものであります。我が国では、平成16年に市民によるAEDの使用が認められて以降、急速にその設置が進み、AEDの使用によって救命される事例も数多く報告されています。

しかしながら、いまだなお、毎年7万人に及ぶ方が心臓突然死で亡くなっているのと同時に、学校でも毎年100名近くの児童・生徒の心停止が発生しております。その中には、平成23年9月のさいたま市での小学校6年生の女子児童の事故のように、AEDが使用されず救命できなかった事例も複数報告されています。

そのような状況の中、既に学校における心肺蘇生教育の重要性についての認識は広がりつつあり、平成29年3月に公示された中学校新学習指導要領保健体育科の保健分野では、応急手当てを適切に行うことによって、傷害の悪化を防止することができること、また、心肺蘇生法などを行うことと明記されているとともに、同解説では、胸骨圧迫、AED使用などの心肺蘇生法、包帯法や止血法として直接圧迫法などを取り上げ、実習を通して応急手当てができるようにすると明記されております。

しかしながら、全国における教育現場での現状を見ると、全児童・生徒を対象にAEDの使用を含む心肺蘇生教育を行っている学校は、平成27年度実績で小学校で4.1%、中学校で28%、高等学校でも27.1%と非常に低い状況にあります。先進事例としては、関市心肺蘇生・AED学校教育プロジェクトとして、平成20年より市を挙げて取り組んでおられ、市内全11校の中学1年生約900人を対象にCPRとAEDキットを配付し、生徒への講習・指導を進めています。

そこで伺いますが、本町においても児童・生徒、教職員に対する心肺蘇生とAEDに関する教育を普及推進するとともに、学校での危機管理体制を拡充し、児童・生徒の命を守るための

安全な学校環境を構築することは喫緊の課題と考えますが、いかがでしょうか。

本町の小・中学校における児童・生徒への心肺蘇生教育の現状と今後の方向性、また学校におけるAEDの設置状況、さらには教職員へのAED講習の実施状況など具体的な取り組みも含めて御答弁をお願いいたします。

以前、私は、24時間対応可能なコンビニエンスストアにAEDを設置していただく事業の提案をさせていただきました。受け入れ側の対応や財源、設置後の管理等、慎重に検討したいとの答弁でありました。

また、岐阜県公明党女性局として、24時間対応できる施設へのAEDの設置を県に要望させていただき、昨年、全ての県有施設（交番や駐在所270カ所の新設）を含むAED676台を設置させていただきました。24時間対応できる施設へ設置することで、県有施設に行けばAEDがあるという認識が浸透し、救命救急に少しでも役に立てば、救い得る命を救うことができます。そこで、町内の県有施設への設置状況と、どのように周知をされているのかお伺いをいたします。

2点目、健康づくり促進についてお伺いいたします。

本町では、大人から子供へつなぐ健康なまちを基本理念として、一人一人が自発的、自立的に自分にあわせた健康づくりを推進するための第2次健康日本21たるい計画を平成28年3月から5年を目標にスタートさせました。

急速な少子・高齢化に加え、飽食時代にあって食生活や運動習慣等が原因で起こる生活習慣病の増加は、本町においても大きな課題となっています。中でも、死亡原因であるがんや循環器疾患、または増加傾向にある重篤な合併症を引き起こすおそれのある糖尿病は、重要な課題となっております。また、さまざまな社会状況の変化の中で、過労死や精神的病に悩む若者がふえている状況を考えますと、毎日の食生活、運動、睡眠、心の健康などの身体のバランスを保つことが難しい社会構造ともいえ、これから人生100年時代を迎えつつある私たちは、健康寿命、活動寿命につながる健康づくりに真剣に取り組んでいかなければなりません。

これまで、予防医学の大切さもあらゆる手段で訴えてくださってはいるものの、人というものは、丈夫で何も症状が出ないと健康に対して過信する傾向があり、重病化して初めて後悔する状況もしばしば見受けられます。少しでも健康づくりへの動機づけになればとの思いから、平成28年6月議会でヘルスケアポイント制の導入について質問をさせていただきました。

今回は、町民の健康づくりや社会貢献を促すため、さらにポイント付与対象を拡大し、町の特定健診やがん検診の受診、献血、健康教室や手話等講座、ボランティア活動への参加などによってポイントが付与される制度を提案したいと思います。

たまったポイントは各種がん検診等の自己負担金や公共施設の利用料としても使え、町内の保育園や小・中学校などの寄附もできる健康マイレージ事業は、インセンティブ効果は上がるのではないかと考えます。これから幅広い年齢層の町民の健康づくりに見合った計画をぜひお願いしたいと思います。

そこでお尋ねをいたします。

1点目、本町が目指す健康づくりに向けたその狙いと具体的な取り組みをお伺いいたします。

2点目、町民の健康づくりや社会貢献を促す動機づけに健康マイレージ事業の導入を提案いたしますが、当局のお考えをお伺いいたします。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。前向きな御答弁を期待いたします。

○議長（角田 寛君） 学校教育課長 木全豊君。

〔学校教育課長 木全豊君登壇〕

○学校教育課長（木全 豊君） 中村議員の御質問のうち、1つ目の学校での心肺蘇生教育の普及推進及び突然死ゼロを目指した危機管理体制の整備についてお答えさせていただきます。

町教育委員会では、現在、第2次教育大綱及び第2次教育ビジョンの策定を進めておりますが、基本方針の一つに生命と人権尊重を基盤とした知・徳・体の調和を大切にした園・学校づくりを掲げており、生命の尊重と児童・生徒の命を守る教育は、極めて重要なことであると考えております。

小学校では、AEDの使用を含む心肺蘇生法などの講習会については、6校が教職員と保護者を対象に行っております。そのうち2校では、高学年の児童も参加しております。なお、1校は、アナフィラキシー対応講習会と隔年開催をしているため、今年度は開催しておりません。

中学校では、教職員を対象とした講習会を開催するとともに、2年生の保健体育科の授業の中では、消防署からお借りした人形とAEDを使った体験的な学習などを進め、AEDを使用した心肺蘇生法などについて学んでおります。

また、不破中学校では、今年度は台風の影響で開催できませんでしたが、部活動で3年生が引退し、2年生が主体となる9月には、新たな部長、副部長を対象に例年AEDを使用した心肺蘇生法などの実習を行っております。北中学校では、全校生徒を対象に実際のAEDを見せ、その使い方について具体的な説明を行っておるところであります。

なお、議員の御指摘がありましたように、新学習指導要領ではAEDを使用した心肺蘇生法などについて、従来の実習を通して理解できるようにするから、実習を通して応急手当ができるようにすると改定されておりますので、今後はより一層充実した指導ができるよう進めてまいりたいと考えております。

次に、AEDの設置状況ですが、町内の全小学校と北中学校にはそれぞれ1台ずつ、不破中学校には2台、現在設置されております。今後も命を守るための安全な学校環境の構築のために、危機管理体制を一層充実させるとともに、教職員がAEDの使用を含む心肺蘇生法などの応急手当ができるよう、適切に指導・助言を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 消防主任 廣瀬太佳夫君。

〔消防主任 廣瀬太佳夫君登壇〕

○消防主任（廣瀬太佳夫君） それでは、中村議員御質問のうち、消防所管に関しお答え申し上げ

げます。

救急救命の一端を担う消防機関には、心肺蘇生法を普及させる責務があり、教育現場だけでなく、事業所、各種団体等住民に広く普及するため、積極的に講習会を開催しております。講習会は、国の示したカリキュラムに沿った3時間程度の普通救命講習会と、短時間で主に心肺蘇生法を中心に教える救急法講習の2つに大別されます。普通救命講習会は、平成5年10月から750回ほど開催し、きょう現在で垂井町内の受講者数は、延べ9,751名となっております。一方、救急法は水泳の授業が始まるあたりに講習会の開催依頼が多く、毎年100回程度を実施しております。その中には教員と児童も参加しており、年度により変動はありますが、おおむね一定の人数が受講され、今年度は教員120名、児童123名の参加となっております。

普通救命講習会も救急法講習会もAEDを取り入れた内容であります。また、AEDの学校への設置は小学校7カ所、中学校2カ所、保育園等10カ所と把握しております。なお、不破高校には事務棟と体育館に、垂井警察署及び岩手・府中・表佐駐在所にもAEDが設置してある旨、確認しております。

救急行政は、この心肺蘇生法の普及とは切っても切れない関係であり、議員御指摘の救命率の向上が最大の目的でもあります。今後も住民の皆様の命を守るため、心肺蘇生法の普及には鋭意取り組む所存でありますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） 中村議員からの2つ目の質問、健康づくり促進については、保健・健康を担当いたします保健センター所管ですので、健康福祉課の私のほうからお答えをさせていただきます。

初めに1点目の質問、本町が目指す健康づくりに向けた具体的な取り組みについてですが、議員御説明のとおり、昨年度から取り組んでいます第2次健康日本21たるい計画の第3章で掲げる健康な生活習慣の推進、切れ目のない母子保健対策の充実、健康管理と生活習慣病の予防、そして、健やかな暮らしを支える良好な社会環境の推進の4つの基本目標の達成に向けて、これまで健康相談・健康教室の開催、食育の推進、各種健康診査・乳幼児健診の実施、生活習慣病予防対策、また高齢者の生きがいづくりなどに取り組んでいます。

また、計画の中の6つの重点方針に基づき、幼・保・こども園や小・中学校などでの食育指導、禁煙・受動喫煙防止のため中学生向けの防煙教育の実施、継続的な支援を必要とする特定妊婦のフォローなど、子供から高齢者まで、全ての住民が健やかで心豊かに暮らせる元気のあまるまちの実現に向けて、関係機関と連携しながら取り組んでいるところです。

また、新年度におきましては、保健師、栄養士が各地域で行われる各種の健康づくり事業に参加し、主体的に健康づくりに取り組んでいる住民の皆さんと協働により、その活動を支援し、地域住民の健康意識の向上を図るため、新たに健康づくり推進地区モデル事業に取り組むこと

としています。

そこで、今後の事業の参考にするため、2月26日に府中地区まちづくりセンターで行われました「いきいきふれあいサロン」、参加者は20名ほどでしたが、こちらに参加いたしました。出張健康栄養相談を実施したところです。

また、働く世代の心と体の健康づくりの推進のため、若い世代から継続した健康づくり、生活習慣の改善を図ることを目指し、健康診査の受診勧奨など、またみずからのメンタル面の問題に気づき、向き合う機会を設けることができるよう、町ホームページでの「こころの体温計」を公開するとともに、新年度におきましては、事業所や各種団体などと協力しながら、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、自殺対策予防法に基づく垂井町自殺対策計画の策定も予定しています。

これらの事業については、担当所管だけの取り組みのみでは十分な結果を得られないため、引き続き関係課と情報を共有するとともに、関係機関や関係団体とさらなる連携を図りながら健康づくりに取り組み、住民の健康寿命の延伸に努めてまいります。

続きまして、2点目の質問、健康マイレージ事業の導入の考えについてですが、一昨年6月議会において議員より同趣旨の御提案をいただき、他市町が取り組む事業について検討・検証を行ってまいりました。その中で、先駆的に取り組んでいます兵庫県の豊岡市や養父市においては、人間ドックの受診、健康講演会への参加などによりポイントが付与され、そのポイントを利用し運動施設等の利用券と交換できるなど、高齢になっても地域で元気に暮らせる社会の実現に向けた取り組みが行われています。

また、近隣の揖斐川町におきましても、各種検診の受診、健康講座への参加によりポイントが付与され、そのたまったポイントをためて応募すると、景品、例えば体組成計ですとかトレーニング施設の利用券などでございますが、こちらが当たる「健幸ポイント制度」の導入を新年度から予定されているところです。当町では、こうしたマイレージ事業の取り組みについて健康づくりへの動機づけにつながるなど、一定の効果があると認識していますが、1つ目の質問で回答いたしましたとおり、まずは保健師等担当職員が地域に出向き、直接住民の皆さんとお話する中で、一人一人の健康に対する意識改革から始め、地域住民の健康意識の向上を図りながら、健康づくりの推進に取り組むことが必要と考えています。

なお、マイレージ事業の導入につきましては、ポイントを獲得することのみが目的とならないように、まずは本来の目的である健康づくりに対する意識の向上を図った上で実施するものと考えておりますので、今後も引き続き検討をしてまいります。

以上、中村議員からの質問、健康づくり促進についてのお答えとさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 10番 後藤省治君。

〔10番 後藤省治君登壇〕

○10番（後藤省治君） ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、一般質問をいた

します。いつも一般質問に立つと緊張するものでございますが、頑張ったいと思います。

私の質問は1点だけでございます。垂井町提案型協働事業のあり方について質問いたします。それでは、本題に入ります。

2月25日東地区において、なまずの会が開催されました。このなまずの会とは、東地区まちづくり協議会が提案型協働事業の中で進めている防災についての地域活動であります。そして、なまずの会の名前の由来は、「なかまとまちをずっと守ろう！」という意味から名づけられたものであり、提案型協働事業としては2年目に入るものであります。

東地区におけるなまずの会の活動の中で、1年目は防災の先進地である静岡県牧之原市へ研修に行きました。そこでは、高校生や大学生がタウンミーティングに参加され、まさに行政と住民が一体となった協働のまちづくり事業が行われておりました。2年目の事業は、滋賀県草津市の山田地区を訪問したところであり、防災マップのつくり方などを勉強させていただきました。

そうした研修の結果を経て、いよいよ防災マップづくりの実践活動へと進んでまいりました。そして2月25日に、「防災まち歩きと防災マップ作成」と題して、駒引地区を中心に自治会の方や消防団の方、こども見守り隊の方など40人程度が集合しました。そして、それぞれのグループに分かれて、地域の危険な場所とか安全な場所がどこにあるのか歩いて確認し、それを地図にマークする作業を行いました。

私も参加して防災マップの作成を行いました。この活動の意義を理解することができたところでもあります。提案型協働事業の内容は3カ年計画であり、3年目は東地区全体に拡大していくものであります。

そこで、提案型協働事業のあり方について質問をいたします。

第1点目の質問は、垂井町提案型協働事業実施要綱第4条の事業期間について質問します。

4条の内容は、継続して実施することが必要なものは3カ年を限度とするとなっております。冒頭に東地区の防災活動についての事例を述べましたが、3カ年が過ぎると町からの事業に対する負担金がなくなるために、活動が停止されることが懸念されます。私は、このような活動は全町的に拡大して、町民全体で共有すべきだと思いますが、行政の考え方をお伺いします。

このように中途半端に終わる事業も今後発生することが考えられます。他地区への展開とかアピールなどを提言して、町の事業に取り込んでいく考えはないのでしょうか。この事業期間についても、もっと柔軟に考え方を持ってはいかがでしょうか。

第2点目の質問は、協働の意味についてお伺いします。

今年度の町長の所信表明において、第1テーマとして協働のまちづくりが述べられています。これは、今年度から始まる第6次計画にあわせる意味からも、町長がもっとも力説するところだと思われそうですが、このような理解でよろしいのでしょうか。平成29年度には、協働のまちづくりは7番目のテーマでありました。

しかし、協働という言葉だけがひとり走りして、町長の思いが住民に伝わっているとは思えないように感じます。提案型協働事業で採用されたテーマであっても、本当に行政と住民が一体となって活動していないと思われまます。そこで、協働のまちづくりとはどういうものなのか、その意味について再度お尋ねします。町長はもっと町民に対して自分の思いをぶつけるべきだと思いますが、具体的に述べていただくとありがたいと思います。

例えば、提案型協働事業において、採用テーマは担当課の係が進んで選んだものなのでしょうか。もしそうであれば、もっと担当者が積極的に参加できるのではないのでしょうか。また、所信表明の中に述べられている協働には、自治会活動への支援事業とありますが、どういった支援を考えているのでしょうか。どういった考えをしているのでしょうか。例えば、自治会要望を100%達成などの目標を立てることはないのでしょうか。私は、そうした行政側の思いが十分に伝わったときに協働のまちづくりが始まるのではないかと考えます。

第3点目の質問は、地域の偏りについて質問します。

提案型協働事業は2年が過ぎ、3年目に入ろうとしています。平成28年度と平成29年度に採択されたテーマを地域的に見てみると、まちづくり協議会で提案されたものが多く、提案の多い地域と少ない地域とに二極分化しているように思われます。

もともと、まちづくり基本条例の目的は、自主自律した協働のまちづくりを推進するとあり、各地域の比較を見ると、自主自律のおくれている地域と進んでいる地域が発生することは、議論されたことだと思います。

そこで、提案型協働事業における地域の偏りについて、どのように考えられておられるのかお尋ねします。このまま地域差が出ることは、それぞれの努力の差であるから仕方のないことと見るのか、垂井町全体に均一的にまちづくりをつくらうとしているのか、考えをお聞かせ願います。

第4点目の質問は、事業費用の考え方について質問します。

私は、まちづくり基本条例が生きてくるかどうかは、この提案型協働事業が活発になるかどうかだと思います。現在の垂井町提案型協働事業実施要綱では、提案事業のマックスは10万円となっていますが、余り大きな事業はできないような気がします。そして、小さなまちづくりになってしまうのではないのでしょうか。

事業に対する交付額を10万円のみでなく、部門ごとに分けて、事業ごとに10万円、20万円、50万円のようにランクづけをしてみたいかと思いますが。

一例を示したいと思います。

宝塚市の事業例を見てみると、宝塚市は、宝塚市きずなづくり推進補助金という制度があり、部門ごとの提案に対してそれぞれの交付額が出されております。平成29年度の結果を見ますと、提案はそれぞれ3部門に分かれており、1つは地域密着型事業で4件、自由提案型事業で4件、行政提案型事業で8件、合計16件が提案されて11件が採択されています。

各部門ごとに1例ずつ紹介すると、1点目の地域密着型事業では、テーマは「災害時一人も

見逃さない、要援護者の実態調査と要支援者リストの作成」というテーマに対して、交付額が5万円出されております。2番目の自由提案型事業では、テーマ「宝塚歌謡選手権～第5回記念大会～」というテーマに対して、交付額は20万円交付されております。3点目の行政提案型事業では、テーマ「地域防災力アップを目指して」として、内容は「御近所の底力～災害時要支援者ととともに考える防災・減災活動～」というテーマに対して、交付額が50万円となっております。

このように、垂井町提案型協働事業は、垂井町まちづくりの基本条例の基本になると思われるが、交付額が少ないと大きな改革はできず、自己満足だけの提案制度になるのではないのでしょうか。

以上の質問に対しまして、わかりやすく丁寧に御回答よろしくお願いたします。以上で質問を終わります。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 後藤議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思ます。

垂井町提案型協働事業のあり方ということの1問についてでございますが、大きく中で4つに分かれておりますが、私は、この中の協働のまちづくりの意味、それから事業の偏りについてということについて述べさせていただきたいと思ます。

事業期間、あるいは交付額の考え方については、担当から説明させますので、よろしくお願いをいたします。

まず、協働の意味についてのことでございますけれども、水道、道路、公共交通、買い物、情報伝達など、インフラ整備が進み、さまざまなサービスの提供を受けることが可能になってきて、私どもの生活は随分便利になってきていると思ます。しかし、今後さらにこの豊かさを求めようとするときに、我々の価値観は便利さの追求だけではなく、楽しさとか安全・安心といった多様なサービスを求められることになってくると思ます。そして一方では、もう今大きく課題になっております少子・高齢化が進みまして、社会保障費がどんどんふえているというような状況が一方にございます。

そこで、そういったことに対応するために、効率的なまちづくりを進めるために今までさまざまな取り組みがされてきたところであります。市町村合併などもその一つではなかったかというふうに思ますし、スクラップ・アンド・ビルドとよく言いますけれども、集中改革プランなどにあらわされる行財政改革も、こうした取り組みの一つではなかったかと思うところがございます。

市町村合併につきましては、本町の場合は西濃圏域での協議を行いましたけれども、住民の意向調査の結果、行政はより身近なところにあってほしい、また、みんながまちづくりに積極的にかかわれば、合併しなくてもいいのではないかというような思いのもとに、単独で現在までのまちづくりを進めてきたところがございます。



このため、平成20年に作成しました第5次総合計画では、協働を一つのテーマとして設けており、自主自律したまちづくりの実現に向け、垂井町まちづくり基本条例を制定し、協働のまちづくりを推進してまいりました。

この中で、7番目のテーマというふうに議員はおっしゃいましたけれども、第5次総合計画においては8つの柱がございまして、分野別の柱6つを推進する柱として、協働と行財政改革という2つの柱をつくったところとございまして、決して協働が7番目という考え方ではないことだけは御承知おきをいただきたいと思います。

このような多様な主体がまちづくりを担う状況において、新しい公共というものがつくられる形になってまいります。これまで行政がたくさんの税金を費やして公共サービスを担ってきたことは間違いのないこととありますけれども、それだけで受益者のニーズが満たされてきたのではないというふうにも思います。営利・非営利を問わず社会の中の多くの公益団体、あるいは住民団体が、住民組織、民間組織をつくり、それによってさまざまな行事も支えてきた側面があるというふうに思っております。

便利さがある程度満たされている今日、楽しさとか安全・安心などといった多様化したニーズに対応していくためには、行政も含めたそれぞれの主体がそれぞれの得意分野を生かし、弱点を支え合いながら、それぞれのサービスを担っていくことが効率的であるというふうに考えられると思います。行政・住民・議会を含め、それぞれの立場における責任を果たしながら、誰かがやってくれるということではなくて、みずからが担い手であるという自覚のもとに、依存からの脱却をすることが必要であるというふうに考えております。

このようなことによりまして、今までのサービスをより充実させることや新たなサービスに挑戦することも可能になってくるのではないかと考えております。こういったことが協働のまちづくりの趣旨ではないかなというふうに考えておるところでございます。

また、今回その取り組みの一つとして、垂井町提案型協働事業を実施しておりますけれども、これはこういったことを実現するための一つの取り組みであって、これが全てではないということも十分御理解いただけることかというふうに思います。平成30年度から10年間の計画で第6次総合計画においても、この協働が1番目の戦略として位置づけられておりますけれども、これはまさに全ての事業にかかわってくる大事な部分であるという思いの中での1番目に持ってきたところとございます。こうした総合計画を進めることにおきまして、まちづくり基本条例にうたう、全ての住民がこのまちに出会えてよかったと思えるような幸福度の高いまちを目指してまいりたいと考えておるところでございます。

また、地域の偏りということについてでございますけれども、協働事業を提案できるのは、町内にある事業所及び活動場所を有する協議会、住民活動団体、NPO、公益法人、自治会等の自治会組織、または企業等であります。町内には7つのまちづくり協議会があり、議員が心配されておりますのは、この7つの地区まちづくり協議会のうち協働事業としての提案が多い地区と少ない地区に偏りがあるのではないかとということかというふうに思います。

各地区まちづくり協議会では、地域の課題解決や特性を生かしたまちづくりを推進するために、みずからの活動方針や活動内容を定めた計画を策定されております。活動の財源といたしましては、垂井町地区まちづくり交付金を初め、幾つかの財源を用意しておりますが、本提案型協働事業を活用することも一つの有効な手段であると考えておるところでございます。今後、各地区におきましては、さらなる協働のまちづくりを推進しながら、この提案型協働事業というものを利用しながら活動を進めていただきたいと思いますとおるところでございます。

本年は、明治150年と言われております。列強からの脅威にさらされながらも、自立した国家を目指そうとして中央集権体制を強化して今の日本がつくられてまいりました。中央からの指令が地方におろされ、全国が均一的な強さを持った国づくりが進められてきたところがございます。それは、第2次大戦敗戦後の国づくりにおいても、復興において中央集権というものが強力に推進されてきたものであるというふうに思います。

しかし、現在の状況を見ますと、経済のグローバル化や人口構成の変化、人口減少、少子・高齢化といった社会情勢の大きな変化は、私たちのこれまでの生き方や考え方そのものを変えていく必要があるのではないかと考えております。言われたことをやっておればいい、誰かがやってくれる、そういう時代ではもうなくなっているというふうに思います。先ほども申しましたが、みずからが担い手となって、みずから考え、行動につなげていく。まちづくりが求めるのは、その中で全てが均一のまちづくりであることがいいのかどうか、おくられているからだめだではなくて、そのまちの特性、地方創生と今言っておりますけれども、らしさをつくっていくためにおいては、そういった偏り、偏りという用語弊がありますけれども、違いがあつていいのではないかと私は思っております。そのことをさらに考えて、それを一つのまちづくりのアプローチとして考えていくのも、この提案型協働事業の一つの特徴ではないかなと考えておるところでございます。

翻つて、このまちづくりをこれからも協働ということを大事にしながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

○議長（角田 寛君） 企画調整課長 高橋伸行君。

〔企画調整課長 高橋伸行君登壇〕

○企画調整課長（高橋伸行君） 私からは、後藤議員から質問の垂井町提案型協働事業のあり方のうち、事業期間についてと交付額の考え方について答弁をさせていただきます。

まず、提案型事業の実施期間についてでございますが、垂井町提案型事業実施要綱第4条では、事業の実施期間については単年度を原則としつつ、その効果や成果が判断できない場合には、3カ年を限度とするものでございます。したがいまして、最初の計画段階において事業期間内にその効果や成果が期待できるような計画であることや、期間終了後も補助金がなくても継続できるような計画でなければなりません。

しかし、議員発言にもございましたように、事業を実施していく段階において、町が主体となることがふさわしい事業に展開された場合や、他の助成制度に切りかえたほうがよい場合に

は、行政からそのことを提案したり、お互いに協議をしたりして継続して実施できるよう、柔軟な体制で取り組んでまいります。

次に、事業費用の交付額の考え方についてでございますが、議員から御発言のあった宝塚市きずなづくり推進事業補助金には、3つの部門に分類されております。1つ目は地域密着型事業で、個々の地域の課題を解決する、またはきずなを深める活動で、補助金額は対象経費の2分の1、上限5万円としたものでございます。2つ目の自由提案型事業と3つ目の行政提案型事業は、不特定多数の市民の利益や社会的な利益の増進に寄与する事業で、2つ目の自由提案型事業の補助金額は対象経費の2分の1、上限30万円としたもの、3つ目の行政提案型事業の補助金額は対象経費の10分の10で、上限を50万円としたものでございます。

議員からは、この宝塚市の事例のように部門ごとに、分けて補助金額についてランクづけをしてはどうかという御提案と、金額が少ないという御意見でございますが、本町の制度においても、行政提案型事業と団体提案型事業の2つがございます。

補助金額の上限を10万円とした団体提案型事業につきましては、まずはその効果、成果を確認し、その結果、町が主体となることがふさわしい事業に展開された場合や、他の助成制度に切りかえることが可能な場合には、お互いに協議をし、適切な事業規模でよりよいまちづくり活動ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

行政提案型事業は、担当課である行政がテーマを定め、目的を明確にして実施主体を応募するものでございます。補助金の額は担当課の積算によるもので、上限の定めはございません。多様化した住民ニーズに対応していくためには、今まで行政だけで取り組んできたサービスを地域組織や民間組織と協働で取り組むことでより充実させることや、新たな公共サービスの提供にも挑戦しやすくなります。

また、この行政提案型事業は、あらかじめテーマが絞られているため、御提案をいただくにも入りやすい制度でございます。しかし、本町においては、この行政提案型事業は残念ながら今のところ実績はございません。今後できるところから、この行政提案型事業にも取り組んでまいりたいと考えております。その事業の補助金額につきましては、効果及び成果が確実に見込まれる積算のもと実施したいと考えております。

行政提案型、団体提案型、いずれの事業も単に金額の大小で事業の成果を確認するものではございません。それぞれの主体がそれぞれの得意分野を生かし、弱点を支え合いながら、それぞれのサービスを担っていくことが重要であり、効果も期待できるものと考えます。今後多くの提案型協働事業が実施されるよう、さらに本事業の周知を深め、相互に協力して自主自律した協働のまちづくりを推進してまいります。御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 10番 後藤省治君。

〔10番 後藤省治君登壇〕

○10番（後藤省治君） それでは、再質問させていただきます。

まず町長の答弁でございますが、非常に丁寧にわかりやすく熱意のこもった答弁をいただき

ました。ありがとうございます。

二、三再質問いたしたいと思いますが、私ども自治会で当初1回目のときにコミュニケーションマージャンの事業についての提案をしました。ここの一般質問の中でもある程度しゃべりました。高齢者福祉のサロンとして、健康寿命を長生きするための事業だったと私は考えております。その後、みのりのデイサービスに行ったりなんかで、有効にコミュニケーションマージャンは利用されております。

全て事業費は自治会の事業費でやられたわけですが、やはり公共的にやられるものであれば、そういった気軽な形で提案ができる制度でないとだめだと私は思います。そういった意味から宝塚の例を出したわけなんですけれども、歌謡ショーに20万円の補助金が出ているわけですね。そういった住民の福祉の問題とか、私どもの身近にある問題がすぐに提案できるような制度になってほしいと思う。今の状況では、この事業の要綱に規定されていて、10万円ですとか、これだけの提案ですという、なかなか提案しにくいものになりますので、部門別に分けていったらどうですかということで、私は大きな事業も提案できるような形を質問したんですが、そこらあたりが少し述べられていないように思うんですけれども、10万円、20万円、50万円とお金の話ばかりするとちょっと嫌らしいんですけど、やっぱり大きな事業をするためにどういったことをしたらいいかということ再度お尋ねしたいんですけれども。

それと、もう一点は、助成期間について柔軟に今後対応していくという答弁だったみたいですが、例えば3年ごとに見直しをするとか、そういった考え方があるのかどうか、再度お尋ねしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上で再質問を終わります。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 後藤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

コミュニケーションマージャンについては、極々限られたところというようなことで、少し通らなかったところがあったというふうには聞いておりますけれども、やはりこうした提案型協働事業というのは広く浸透していく、まちづくりに大きく寄与するという部分での観点の一つあったところで、恐らくコミュニケーションマージャンも提案の仕方、これからの取り組み方によっては採択されていく可能性も十分にあるのではないかなというふうに思うところでございます。

そういった部分で、要はどういう趣旨というか、やり方にかかってくると思いますので、そういった部分の提案の仕方といったものも勉強する場というか、こういうことができますよとか、そういったことをやはり周知していく必要はあるかというふうに思います。そういった部分で、今の身近な提案型事業の展開ということにつなげていけたらというふうに考えておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

また、金額による部分、小さい金額だから小さな事業しかできないというわけでは決してな

と思うんですね。まちづくりという観点から言ったら、小さな投資であっても、より多くの方にかかわっていただくことは十分可能だと思いますし、そのことがやはりまちづくりにつながっていくんだと思います。そのことがやはり協働型提案事業の目指すまちづくりに大きく貢献するわけで、金額が少ないから、金額が多いから、じゃあ、それがすごく立派なものができるかという、決してそればかりではないというふうに考えております。

ですから、適切な形の中での対応ということがございますし、今後、先ほど言いました行政提案型の事業というのはまだ全然やっておりませんので、こういった中で、また住民の皆さんとの一緒に活動していく場というものを提供できたというふうに思いますし、小さな金額であっても大きなまちづくりにつながっていく、地域活動というものをしっかりと皆さんと一緒につくっていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔「期限は」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 申しわけありません。3年後ということの見直しが一つ忘れておりました。

基本的に期限を切っておりますけれども、事業はやはり補助でやっておりますので、これが適正かどうかということはどこかで判断していく必要があると思います。したがって、3年経過した後、これがさらにもっと必要であるのなら、新たな提案をしていただく形の中で、その事業の改善を踏まえて提案することは可能かというふうに思います。

そういった取り組みがありますので、基本的にはこういった補助事業、補助を受けるために事業をするのではなく、あくまで目標はまちづくりでございますので、そのための原資ということの補助であります。補助金があるから事業をするということでは決してないと思いますので、その事業をいかに継続して、あるいはさらにすばらしいものにしていくかということを検討しながら進めていくための期限を切っておるところでございますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（角田 寛君） しばらく休憩いたします。再開は10時45分といたします。

午前10時28分 休憩

午前10時45分 再開

○副議長（江上聖司君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

5番 山田利夫君。

〔5番 山田利夫君登壇〕

○5番（山田利夫君） それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

今回質問させていただきますのは2点ございまして、垂井町職員版働き方改革プランの策定についてと、表佐地内、相川河川敷の良好な環境保全についてでございます。

まず、大きな第1点、垂井町職員版働き方改革プランの策定につきまして。

働き方改革という言葉をよく耳にします。2016年8月、第3次安倍内閣の発足とともに一億総活躍社会実現を目指して働き方改革担当大臣が新設されました。日本の経済成長を底上げするため、女性や高齢者の労働参加を促進したり、時間当たりの生産性を向上させたりして、賃金上昇・需要拡大の好循環をつくろうという取り組みのもとスタートされました。国においては、今国会に法案を提出する予定でありましたが、労働時間のデータ等の問題から一時延期されるようです。

私の今回の質問は、国会のような論議でなく、事務効率の向上や労務管理の適正化に取り組み、長時間勤務の解消や負担軽減を図る観点からお尋ねをするものです。

国におきます働き方改革実現のために9つのテーマが掲げられておりました。

1つ目、同一労働、同一賃金など非正規雇用の処遇改善。2つ目、賃金引き上げと労働生産性の向上。3つ目、時間外労働の上限規制のあり方など長時間労働の見直し。4つ目、雇用吸収力の高い産業への転職・再就職支援、人材育成、格差を固定化させない教育の問題。5つ目、テレワーク、副業・兼業といった柔軟な働き方。6つ目、働き方に中立的な社会保障制度、税制など、女性や若者が活躍しやすい環境整備。7つ目、高齢者の就業促進。8つ目、病気の治療、そして子育て・介護と仕事の両立。9つ目、外国人材の受け入れの問題等、9つのテーマがございます。企業にとりましては、この働き方改革を実行するには何をしたらよいかかわからない、実際行うに不安があるなどというのが本音で、思い切った行動に踏み切れないのが現状のようでございます。

今の日本の労働環境で特に問題・課題となっている長時間労働、正規・非正規という働き方の不合理な処遇の差、子育てや介護などの両立や、副業・兼業など働き方の課題等々、多くの問題が存在します。そこで、特に重要な問題と思われる事項について見てみますと、第1に労働力人口の減少、第2に長時間労働、第3に少子・高齢化、そして、第4に労働生産性が上げられます。

第1の労働人口にあっては、人口減少社会に突入した日本では、それに伴い、労働力人口の減少が問題になっています。特に、団塊世代が60歳を迎えた10年前には高年齢者雇用安定法を改正し、65歳の雇用確保を義務づけ、一時的には離職を食いとめました。今の人口推移を見ると今後も大幅な人口減少が見られるため、さらなる働き方改革が必要とされます。

第2の長時間労働にあっては、日本は欧州諸国と比べて労働時間が長く、過労死という言葉が使われるように、長時間労働や仕事上のストレスによる事故死がふえてきております。この長時間労働を是正するため時間外労働の上限を定めるなど、働き方改革の法的整備が必要とされます。

第3の少子・高齢化にあっては、人口の減少に伴い、少子・高齢化も重大な問題となっています。日本は世界でも長寿国であることは有名です。65歳以上の人口比率はふえ続け、平成28年の高齢者の割合は、総人口の27.3%で3.7人に1人ですが、2065年には総人口の38.4%とな

り、2.6人に1人が高齢者となることが予想されています。

これに対し出生率は減少を続けており、2060年には合計出生率は1.35にまで減少が見込まれ、出生率の低下には、晩婚、晩産化などさまざまな要因が考えられていますが、労働時間の長さも一つの大きな要因と言われています。フルタイムで働く女性がふえ、業務責任の重さがふえ、また管理職への雇用も進み、必然的に残業時間が発生することになります。長時間労働が改善されない限り、子供をつくることを控えてしまう夫婦がふえるばかりです。長時間労働は、女性の社会進出を阻むだけでなく、少子化を進行させる要因にもなっております。

第4の労働生産性にあつては、労働者1人で生み出す成果、また1時間で生み出す成果を指標にしたものが労働生産性と言われています。この労働生産性の向上には、経済成長や経済的な豊かさを持つ要因とも言われております。日本においては、2009年のリーマンショック後に大きく落ち込み、一時経済成長が停滞していましたが、多少上昇傾向にあると言われています。

前段が長くなってしまいましたが、ここでお尋ねをいたします。

1点目、政府は、現在60歳の公務員定年を65歳に延長する検討に入りました。2019年度から3年ごとに1歳ずつ延長し、2033年度に65歳と段階的に引き上げるべく調整をしています。少子・高齢化が加速する中、労働人口を確保することとしております。町の職員数について予算資料から見ると、兼職部分は無視をしまして、職員配分総数は277名、うち現在職員数は218名とあります。また、臨時職員数は207名となっています。大きな矛盾を感じます。

さらに、さきに述べた定年延長が実現化されてまいりますと、自治体としての労働人口安定の確保から見て正規職員数に問題ありと思いますが、規定されております再任用制度の積極的な導入も含め、これをいかにクリアされるのか、お尋ねをします。

2つ目、職員の時間外勤務等について調べましたが、私の手元には理解できるような資料は見当たりませんでした。

まず、時間外勤務時間についてお尋ねします。

平成28年度、29年度でもよろしいですが、事務系職員の中で年間を通して一番多い残業の時間数、時間外勤務時間の時間数です。1日で最も多い時間数、1日平均の時間数を、それからまた、その職員の予算的時間数は何時間で積算されたか、お聞かせをいただきたいと存じます。

また同じ質問で、保育園・幼稚園関係の職員についてもお聞かせください。

また次に、年間の休暇取得状況について、一番多い取得数は何日でありましたか。また、一番少ない取得数についてもお聞かせください。

3つ目、職員に対して仕事の量、人間関係、職場環境、待遇などの意向調査や聞き取り、面談など個別に実施をされていますか、それについてもお尋ねをいたします。

4つ目、岐阜県においては、これは教育分野でのことですが、平成25年5月に学校講師が自死された事案がありました。御遺族から、過労自殺、過労死の発生を防止するための万全の対策を立てることなどの申し入れがありました。こうした中で適切な労務管理を行い、勤務の適正化を図るために、平成29年6月に教員の働き方改革プラン2017を策定され、業務のあり方も

含め抜本的な改革を進めるための総合的な取り組みが実行され、2月の新聞紙上でその成果が公表されました。

国の働き方改革の動向もありますが、町においても多くの職員を抱えている一事業所としての垂井町職員版働き方改革プランを策定すべきと考えますが、御見解をお願いします。

大きな第2点目です。

表佐地内、相川河川敷の良好な環境保全についてでございます。

「垂井町の中央部には清流相川が流れ、相川扇状地として南東部に大きく広がり、四季を通して豊かな自然に恵まれた地形に位置しています」。この文章は、垂井町の位置・地形を紹介するによく表現される言葉であります。

しかしながら、この相川は良好な河川環境を保全していると言えるでしょうか。不破中橋から国道21号線にかかる相川橋の兩岸には、ドッグランや芝生広場、遊歩道等が整備されており、今後、相川橋までは町において順次整備されていくのでしょうか。相川橋から地蔵橋までの河川敷を見てみますと、一部に芝生広場や県が手がけた竹林公園がございます。そのほかは竹や樹木が多く生えております。また、地蔵橋から下流の大垣市荒崎新橋までの河川敷を見てみますと、相川右岸のクリーンセンター東で約100メートルほど、浄化センターから荒崎新橋まで約200メートルは、竹や樹木を伐採し、今はきれいに整地されています。しかし、まだまだ樹木や竹、それに雑草等が生い茂っている箇所が両側に多くあります。とても良好な河川環境を保全しているとは言えません。

そこで、河川敷内で樹木等が存在している場合の問題点を上げてみますと、まず洪水時には、流れを阻害し水位が上昇する。樹木等が下流に流出し、橋梁等にひっかかり、引き上げ氾濫し被害を拡大する。堤防そばに樹木があると堤防沿いの流れを引き起こし、局所洗掘が発生するというふうな問題点があります。また、平常時には対岸から河岸の状況、洗掘とか施設の損傷等が確認できない。ごみの不法投棄を誘発させる。流量観測調査などの河川管理上の支障があるように思われます。また、3つ、樹木等の伐採では、鳥獣などの生息環境のため自然環境団体の反対が予想される。こういった問題点があると思います。

相川においては、昭和34年8月から9月にかけての伊勢湾台風により、左岸堤防が2回決壊する災害をこうむっております。この復旧対策として、昭和34年から39年にかけて災害関連事業が実施されました。特に平成2年9月、または平成14年7月の洪水では、相川流域において多くの浸水被害が発生しました。このため、平成15年から5カ年にわたり床上浸水対策特別事業として、堤防整備、護岸工事等の河川整備が行われました。

また、岐阜県における河川整備計画を見てみると、平成16年3月に一級河川木曾川水系牧田川圏域、これは相川、大谷川、泥川を指しますが、こういった河川整備計画が策定されました。平成19年度までの5カ年を整備計画期間とした限定的な整備計画がされました。しかしながら、浸水被害が発生して洪水をいまだに安全に流すことができない河川であります。これに対する早急な対策や、さらなる治水安全の向上が望まれているため、平成21年7月に、これらの一級



河川を対象に、おおむね30年間の河川整備について計画が追加変更されております。

現在の相川の状況を見ても、先ほどの右岸側の工事のほかに、高田橋下流の左岸側では1業者が「県単河川維持修繕事業」「暮らしの安全・安心確保対策」とした看板を掲げておりますが、近々には重機が川に入っているのが確認されました。しかしながら、作業内容はまだちょっとよくわかりません。この工事の完成期限は3月20日までとなりました。また、この上流の相川橋下手から地蔵橋までは「堆積した土砂を掘削撤去しています」と看板を設置し、河床の堆積土砂を搬出されています。工期は同じく3月20日までとあります。

このように、岐阜県においても河川整備計画に基づき、順次工事は実施していただいております。地元、表佐地区連合自治会からも、毎年のように相川の良い環境保全のための改修工事や樹木等の伐採等について、垂井町を通じて要望させていただいているのが現状です。

これからの時期になると、草や木が生き生きとして大きくなって育っていきます。

そこで、お尋ねをします。

1つ目、県工事の確認ですが、現在実施されている樹木や竹等の伐採・撤去工事は、次年度以降も場所を移動されて実施されるのでしょうか。また、河床に生えている太い木にあっては今後の洪水時には間違いなく被害の拡大が起きると思われまますので、倒木することはできないのでしょうか。

2つ目、県が手がけられた地蔵院の西の竹林公園については、以前に同僚議員が質問されておりますが、平成28年に大垣土木事務所から、県としての予算継続が困難となり、地元で維持管理できないかとの打診がありましたが、地元まちづくり協議会としてはお断りをされ、その節に竹林公園部のフラット化を要望されておりますが、その後の経緯はどうなりましたか。今、ひとり生えしたタケノコが大きな竹になりつつあります。

3つ目、平成26年10月に相川ブロック会議が開催され、県河川整備計画の変更案について説明がございました。その際、地元から意見が出されていますが、県として関係機関や地域住民と連携を図り適切に進めると方針を示されましたが、いつごろ方針が示されましたか。

また、大垣土木事務所が垂井町の要請により事業要望箇所を現地調査していただいております。これは毎年行われておると思いますが、相川についても、その際、要望されましたか。もし要望されているのであれば、その内容をお聞かせください。

以上、質問をさせていただきました。よろしく答弁方をお願いします。皆さんからも言われておりますが、答弁につきましては、お答えにつきましては、はっきりと明確に、ゆっくりとお願いします。

○副議長（江上聖司君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 山田議員の第1点目の垂井町職員版の働き方改革プランの策定について、私のほうから御回答を申し上げたいと思います。

4点ほど御質問でございます。

まず、1点目の正規職員数と再任用制度についてでございます。

近年、あらゆる業種におきまして労働者の確保が大きな課題となっております。垂井町におきましても、採用試験受験者数の減少を踏まえまして、2年前からでございますけれども、統一試験の年2回実施などによりまして受験者数の確保を図っているところでございます。ここ近年、特に保育士、保健師、そしてまた土木などの資格技術職につきましても、受験者がいない年もございました。また、現在の正規職員については、議員が申されておりますとおり、兼務者を含めまして218人、実人数といたしましては、兼務者を除きまして195人となっておりますところでございます。

垂井町の職員の適正化計画からは20人ほど少のうでございます。そして、また総務省が行います定員管理調査における類似団体との比較でございますけれども、普通会計ベースで30人ほど少ない状況にもございます。同じく、総務省が行います地方公務員の再任用実施状況調査によりますと、再任用職員は年々増加しておりまして、28年度につきましても、フルタイムの勤務者で3万8,000人、短時間勤務者で5万9,000人となっておりますところでございます。

年金の受給年齢引き上げに伴いまして、雇用と年金の接続のために、そして長年の知識や経験を積極的に活用するため、垂井町におきましても新年度より本格的に再任用制度の運用をする運びとしておるところでございます。こうした任用制度も活用しながら適正な職員配置に努めてまいりたいと、そのように考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

次に、2点目の時間外勤務時間と休暇取得の状況についてのお尋ねでございます。

まず時間外でございますけれども、30年の2月分までの11カ月分についてお答えしたいと思います。

土曜日・日曜日などの時間外勤務も含めまして、事務系の職員では、年間で一番多いのは414時間、1日で最も多い時間につきましても、休日等の行事の影響もございまして13時間となっておりますところでございます。また、1日の平均時間数で申し上げますと、11カ月の日数で割り戻しますと1.2時間と相なっておりますところでございます。

次に、予算的時間数のお尋ねでございますが、予算計上に当たりましては職員一人一人の時間数見込みでは行っておりません。それぞれ費目ごとに複数の職員が配属しておりますことから、各予算費目ごとに支給実績等を踏まえて計上をさせていただいておりますので、あわせて御理解を賜りたいと思います。

それから保育園・幼稚園の職員でもお尋ねでございます。

年間で一番多いのは391時間、1日の最大につきましても、これも先ほどと同様、休日の行事等を含めまして5時間15分、1日平均にいたしますと、同じく同様に1.2時間と相なっておりますところでございます。

次に、休暇の取得状況についてのお尋ねでございますが、年次有給休暇につきましても、平成29年の1月から12月分まででございます。新規採用職員等を除きまして、丸1年在職した職員の中では最大で26日、最少につきましても、残念ながら3名ほどでございますけれども、ゼ

口日と相なった結果でございました。よろしくお願いいたします。

次に、3点目の職員の意向調査や個別面談についてのお尋ねでございますが、配属先の意向のほかに、職務・職場環境について感じていることについて、毎年7月でございますけれども、意向調査票により実施をいたしております。また、各所属長より病気等相談がある職員につきましては、私どもも直接面談等を行っておる状況でございますので、よろしくお願いいたします。

次に、4点目の垂井町職員版の働き方改革プランの策定についてでございます。

現行はプラン等作成をいたしておるわけではございませんが、ここで垂井町の取り組みについて少しお答えをしたいと存じます。

垂井町では、時間外勤務の縮減、職員の健康被害の防止、ワーク・ライフ・バランス確保のため、平成29年1月には毎週1回のノー残業デーのみならず、県が定めております早く家に帰る日でございます、8がつく日もノー残業デーとして取り組みを始めました。29年4月には、週休日確保のため振りかえ制度の運用を始めるとともに、事務改善や意識改革を図ってきたところでございます。

また5月には、時間外勤務命令につきましては管理職の権限であり、その業務成果や手当の支給に係る結果にも責任を持つ旨の通知をいたしたところでもございます。最近では、ノー残業デーに各職員のパソコンへ、本日はノー残業デーである旨の表示をアップするなど、あわせて職員組合と交互に退庁を促すなどの巡回を行う取り組みもあわせて行っておるところでございます。

一方、保育園関係について申しますと、日中の事務処理等が現実的に難しい背景を受けまして、29年度から事務補助職員を1人配属いたしまして、事務処理の軽減の支援を行ってまいりました。あわせて事務効率をさらに上げるため、全園でございませけれども、合計で17台のパソコンを増設いたしましたほか、園だより等の書類作成に要します時間短縮にも努めてまいったところでございます。

このように、引き続き働きやすい職場環境を整えていく必要があるものと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

昨今、大手運輸会社の再配達受け付け時間の縮減や大口顧客からの受注抑制など、従業員を守る働き方改革によるサービス低下についてニュースになったところでございますが、これらはその企業だけでなく、サービスを受ける側の理解も必要になってまいります。こうした背景で、垂井町で申しますれば、住民の皆様方の御理解が必要になってくるものと、そういうふう理解もしておるところでございます。1年ほど前になりますけれども、一般質問に係ります通告締め切りを1日、議員皆様の御理解のもと早めていただくことになりました。こうしたことも、そうした職員の働き方の一部の縮減につながっているものと、そのようにも認識しておるところでございます。

現在、ノー残業デーの17時過ぎでございますけれども、庁内職員向けにノー残業デーである

旨の放送をいたしておるところでございます。しかしながら、窓口の来庁者からは、私たちが早く帰らないかんのかといったようなことも窓口で言われたこともあったそうでございます。現場の窓口の職員からでございますけれども、17時の放送はやめてほしいといった声も私どもに上がってまいりました。しかしながら、住民の方々にも、こうしたノー残業デーの取り組みをしていることも知っていただき、御理解をいただいければならないものと、そのように考えておるところでございます。

したがって、働き方改革プランの作成に当たりましては、総務課を初め職員全体で取り組み、また町民の皆様の御理解も十分踏まえながら検討してまいりたいと、そのように考えておりますので、何とぞ御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（江上聖司君） 建設課長 山口哲司君。

〔建設課長 山口哲司君登壇〕

○建設課長（山口哲司君） 山田議員の大きな2点目、表佐地内、相川河川敷の良好な環境保全について答弁をさせていただきます。

まず1点目の樹木や竹などの伐採・撤去につきましては、河川管理者である岐阜県へ要望いたしまして、毎年実施をしていただいているところでございます。

今年度につきましては、新幹線の下流で右岸・左岸合わせて総延長1,400メートル、樹木伐採につきましては8,700平方メートル、竹の伐採につきましては1万3,500平方メートルで現在実施中でございます。また、表佐新町集会所の下流におきましても、竹の伐採、除根を現在実施中でございます。次年度以降につきましても実施していただくよう、引き続き岐阜県へ要望してまいりたいと考えております。

2点目の竹林公園につきましては、相川橋から地蔵橋までの間、相川左岸河川敷を公園といたしまして岐阜県において整備されました。整備費の縮小から現在は管理されておりません。地元のまちづくり協議会など関係機関との連携を図り、継続する方法を模索したところございますが、本年度より伐採等の整備がされていないところございます。地元からフラット化の要望も、今後、整備方法の一つといたしまして、皆様に親しんでいただければいける相川流域といたしまして、最良の方法を検討し、岐阜県との協議を継続してまいりたいと考えております。

続きまして、3点目の牧田川圏域河川整備計画につきましては、平成26年10月の相川ブロック会議におきまして、地元の意見を聞いた上で、平成27年10月に、新たに清流の国ぎふづくり憲章の理念を盛り込んだ牧田川圏域河川整備計画が変更されております。この計画の中での方針を示しております。

また、岐阜県大垣土木事務所への要望内容につきましては、表佐新町付近の竹の伐採、地蔵橋上流の河川敷の整備、堤防舗装を要望し、県職員と同行し、現地確認を行い、新町付近の竹伐採は実施していただきます。

今後も、治水上支障のある土砂堆積、樹木繁茂については、流下断面を確保するため、動植

物の生息・生育環境に配慮しつつ除根などを実施すると県から聞いておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（江上聖司君） 5番 山田利夫君。

〔5番 山田利夫君登壇〕

○5番（山田利夫君） 答弁ありがとうございました。

第1点目の働き方改革の中で、ちょっと確認も含めながらですが、意向調査等もされておりますが、各管理者に対してノー残業であるとかと言われるんですけども、サービス残業について調査されたことがあるのかなのかです。あくまでも、先ほども総務課長おっしゃいましたが、時間外勤務手当は命令です。命令ですから、申告なしで時間外をされている職員がないか、そこらあたりを確認させていただきます。

それから町長さん、以前にいろいろ各課を回られて、町長さんとの職員との面談をやられた経緯があったかにと思いますが、町長さんではなかったですか。前任の方ですか、御無礼しました。ぜひやっていただきたいと思いますが、それについての見解をお願いします。

○副議長（江上聖司君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 山田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

一昨年より残業時間の賃金の支払いについて、かなり厳しくというか、正規の形でやるように統一をしたところでございます。その中で、命令による残業ということ徹底したところでございます。今、フレックスタイムという形でやっておりまして、住民サービスのために早出・遅出をつくっております、そこら辺で少し混乱しておるようなところが見受けられますけれども、基本的にサービス残業にならないように十分注意をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、職員を回ったらどうかという御提言、ありがとうございます。

一つには、新庁舎になりまして、執務室が2階に町長室、副町長室ができるわけでありまして、1階にもそういった執務ができるような場といいますか、そういったこともちょっと考えておるようなところがございます、今後、ある分、住民の方にも気楽に接せられるような、あるいは職員ともそういったコミュニケーションがとれるような対応ということを考えていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（江上聖司君） 12番 栗田利朗君。

〔12番 栗田利朗君登壇〕

○12番（栗田利朗君） 議長の許可を得ましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

第1問目、1番、自治会の加入について。

第5次総合計画、平成20年度から平成29年度では、自治会加入率の初期値は82%で、平成29

年目標値は85%となっていました。しかし、平成24年4月においては79.1%、今日現在では76%と、自治会加入率は年々下がってきています。平成30年2月1日現在、垂井町では世帯数が1万461世帯にふえてきています。地域活動を強化するためにも自治会への加入促進が必要で、活動を活発化させるための支援も必要であります。この現状を踏まえて第6次総合計画では、自治会加入についてどのように取り組まれるのか、お伺いします。

一戸建て住宅世帯の自治会への未加入住人がふえてきていると伺っておりますが、一番多いのがアパートなどの増加により、アパートの住民の全世帯が自治会に加入していない現状があると聞いております。町民の町政情報の入手媒体は広報「たるい」が約9割を占めております。広報「たるい」は、全町136ある自治会を通して配付されておりますが、自治会組織に加入されていない世帯には、基本的には配付されておられません。自治会に加入されていない世帯が全世帯の24%もあることについて、どのような考え、対策を持ってみえるのか、お伺いします。例えば、アパートなどの自治会への加入ができないのであれば、広報「たるい」をアパートの管理人（管理者）に役場にとりに来てもらう、もしくはアパート建設時、確認申請、許可時に自治会への加入を義務づけるなどをお願いしてはいかがでしょうか。このままでは、各地区まちづくり協議会などで地域活動を活発化されていても、なかなか実績が上がってこないのではないのでしょうか。

お伺いします。

町政情報の入手媒体、広報「たるい」が約9割を占めている中で、ごみ収集、粗大ごみ収集など、自治会に加入されていない世帯の情報周知などはどのようになされているのか、中川町長にお伺いします。

大きく2点目、都市計画区域について。

垂井町の都市計画は、昭和46年3月31日、岐阜県告示第282号の適用指定を受けました。区域区分について、区域区分は都市の無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図り、都市の健全な発展を図るために定められた制度です。垂井町では、昭和46年3月31日の都市計画区域の誕生と同時に線引きが決定されました。垂井町も線引き以後46年がたち、線引きの効果もあり発展してまいりました。しかしながら、弊害もあり、平成20年12月議会において栗原地区連合自治会より、市街化調整区域の土地利用が生かされる線引きの検討をお願いしたいという都市計画区域見直しの陳情書が提出された経緯があります。都市計画区域の見直しは10年に1度と聞いておりますが、いまだに大きな見直しはなされてはおりません。垂井町近辺の池田町、養老町、関ヶ原町では大垣都市計画区域に入っておりません。

市街化調整区域では、住宅の建築や企業立地などの開発行為が著しく規制され、過疎化・高齢化の進行と相まって、この地域の活性化を阻害する大きな要因となっています。垂井町においては、岩手地区と栗原地区の人口が特に減っています。線引き制度のメリット・デメリットはありますけれど、今後はメリットが減り、デメリットのほうがふえていくのではないのでしょうか。

特に、岩手地区の住民の皆様は心配しておられます。岩手小学校の生徒は、平成29年度105名、平成30年度96名と聞いております。65歳以上の高齢化率は、垂井町全体では29.3%、岩手地区では40%と一番高く、中でも、ある自治会では50%近くになっていると聞いております。

この際、都市計画の線引き制度の見直しではなく、大垣都市計画区域から脱会する考えはありますか、中川町長にお伺いしまして一般質問とします。

○副議長（江上聖司君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 私のほうからは、栗田議員の質問のうちの2点目の都市計画区域について御回答させていただきたいと思いますが、その前に、1点目の自治会の加入についても6次総合計画で自治会加入についてどのように取り込まれるのかというようなこともございますので、少しだけ思いを述べさせていただきたいと思います。

6次総における自治会加入の取り組みについてでございますけれども、6次総における将来像は、人とまちが輝く地域共創都市、さらなる優しさと活気を求めてと定めております。人口減少社会に対応するため、優しさに代表される支え合いなどによりまして地域コミュニティーを維持していく必要があると考えております。住民に積極的にまちづくりに参加することを求めておりまして、一人一人の力を地域力へつなげていく、そのためにも自治会活動を通じて地域力を担っていただきたいと考えておるところでございます。そうした意味で、自治会の活動性、必要性というものを十分認識しておりますので、このことをしっかりとまた取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

質問の細部につきましては、担当課から補足説明をさせますのでよろしくお願いをいたします。

2点目の都市計画区域についての御質問でございます。

大垣都市計画区域から脱会する考えはあるのかということでございます。

本町の都市計画は、昭和46年に大垣都市計画区域を形成し、あわせて市街化を促進する市街化区域、市街化を抑制する市街化調整区域の区域区分の設定、いわゆる線引きを行ったところでございます。以降、経済成長の発展に伴い、本町の人口も年々増加してまいりました。しかしながら、昨今の少子・高齢化により、現在はピーク時と比較すると市街化区域では3.1%の減少、市街化調整区域では14.5%の減少となっております。

議員がおっしゃいますように、岩手地区と栗原地区では人口減少が大きく進んでおりまして、今後の地域コミュニティーの維持についても大変危惧をしておるところでございます。このような中にありまして、線引きによりまして40年余りの間において人口増加や企業誘致を図ることができて、現在では人口及び工業出荷額は、県内町村においていずれも上位に位置しておりまして、活力ある垂井町を、こうした市街化を打つことによって形成できたものと考えております。

しかしながら、今申しましたように、時代の変化とともに多様化する社会情勢の中ではさま

さまざまなひずみも出てきておるのも実情かと思えます。今後につきましては、質問にもございましたように、大垣都市計画からの脱会も一つの選択肢かと思えますが、線引きそのものを廃止するというのも一つの考え方かと思えます。また、そういったことも含めまして、6次総におきましては、計画的で秩序ある都市づくりを図れますよう、都市計画などの見直しの検討を行うということをおうたっておるところでございます。

それと同時に、地域の特性を生かす、国の提唱します地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携してコンパクトなまちづくりを進めるといいます、いわゆるコンパクトシティ・プラス・ネットワーク社会の構築を進めてまいりたいと考えております。

また、市街化調整区域の人口減少の対策といたしましては、既存集落と、その周辺や沿道地域で既に住宅が点在している地域において良好な環境の確保を図るため、住宅や居住者のための便利施設等の建設を可能とする地区計画を打つというようなことも考えられると思えます。こういった検討も進めてまいりたいというふうに考えております。

あわせて、県に対しましても、開発許可権を有する都道府県や市町村が定める条例によりまして規制を緩和することも可能ということがございますので、こうしたことの取り組みを開発許可権者である県に対しても要望していきたいというふうに考えておるところでございます。

こういったさまざまな取り組みによりまして、人口減少社会に取り組んでいく、わけても、やはり市街化調整区域で人口減少している現状においてしっかりと手を打っていくということを、この6次総合計画の中で進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

○副議長（江上聖司君） 企画調整課長 高橋伸行君。

〔企画調整課長 高橋伸行君登壇〕

○企画調整課長（高橋伸行君） 私からは、栗田議員からの自治会の加入についてのお尋ねに御答弁をさせていただきたいと思えます。

自治会は、一定の地域内に住む人々が快適で住みよいまちを目指して自主的に活動している任意の団体でございます。地域には異なる事情を持つ住民の方が暮らしておられますが、困ったときには、まず助け合えるのは近所の人々でございます。その点で、自治会は住民の皆さんにとって最も身近な組織であり、さまざまな活動を通じて御近所との親睦や連帯を強める役割を果たしていると言えます。

また、地域の身近な問題を互いに協力して解決し、よりよい地域社会をつくり出す機能も担っています。一方で、会費が伴うとか、会合、行事に参加するのが煩わしいなどの理由で、残念ながら加入されていない方がいるのも事実でございます。特に自治会未加入アパートなど増加傾向が見られ、議員御質問のとおり、自治会加入率は減少傾向にあるのが現状でございます。

議員が一つの例として御心配していらっしゃる町政情報の入手媒体である広報「たるい」は、



自治会を通じて配付させていただいておりますが、一部のアパートなどで自治会未加入のところでは、オーナーや管理会社が、また個人でも担当課へとりにいらっしゃるケースもございます。しかし、自治会の加入は行政情報を得るためだけではございません。さきにも申し上げましたとおり、自治会は地域コミュニティーの核であり、加入することは大変重要なものと考えております。このため、住民の皆様からの相談や問い合わせなどの機会を捉え、自治会の加入の御案内を進めているところでございます。また、第6次総合計画において最大の課題としている人口減少が、今後さらに進行していくことが予測されます。地域力を高め、地域全体がよりよいまちとなるには加入促進を強化する必要があります。

したがって、平成30年度には転入手続の機会に自治会加入の案内チラシを配布できるよう努めてまいります。このチラシ作成に当たっては、連合自治会連絡協議会とも連携を図ることで、より一層の効果を期待し、各単位自治会でもこのチラシを活用した加入促進ができるよう努めてまいりたいと考えております。御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○副議長（江上聖司君） 2番 広瀬隆博君。

〔2番 広瀬隆博君登壇〕

○2番（広瀬隆博君） ただいま議長の許可がありましたので、通告に従い、2点について質問します。

1点目はシニア世代の生きがいづくりについて、2点目は有効な土地利用についてです。

1点目、シニア世代の生きがいづくりについて。

一般に65歳以上の方を高齢者、その中でも65歳から74歳までの方を前期高齢者、75歳以上の方を後期高齢者と位置づけられていますが、充実した人生のついでを幸せに迎えるには健康であり続け、自己はもちろん、家族や人様のために活動することに生きがいを見つけることが大切ではないかと考えます。

そこで、広く定年退職後の方を対象としたシニア世代に着目し、シニア世代の生きがいづくりなどについてお尋ねします。

高齢化率は2020年には30%を超えることも予想されます。これらを回復することはなかなか難しいことです。国では、人生100年時代、高齢者の定義を65歳から70歳とするような報道もなされております。厚生労働省が発表した2016年の日本人の平均寿命は、男性80.98歳、女性87.14歳となります。いずれも過去最高で、男女とも香港に次いで世界2位だそうです。

平均寿命は、その年に生まれたゼロ歳児が平均で何歳まで生きるか、国の統計に基づき予測したもの。男性で5年連続、女性では4年連続過去最高を更新したそうです。日本の平均寿命が50歳を超えたのは戦後のことで、それまでは人生50年、信長公は人生50年という舞いを舞ったということは有名ですが、戦後70年で30歳以上平均寿命が伸びたということです。このままの統計で行くと、22年後の2040年には、平均寿命が90歳を超えと言われております。人生100年の舞いを舞うことも近々あることでしょう。

このように、戦後急激に伸びた高齢化率と平均寿命は、ますます進むことです。もちろん健

康で生きられる期間の健康寿命は大切なことですが、高齢化したシニア世代は今後どのように対応していくのか。老人福祉法の第2条には基本理念として、老人は多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとするがあります。

そこで、一つの例として、私は以前から詩吟クラブに所属しておりますが、会員は高齢化するばかりで、入会以来15年たった60歳になっても会員の中で一番若いのです。それは、60歳なり65歳、もしくはその途中で入会されて活動される方が何人かあるためです。また、グラウンドゴルフクラブにも参加したことがあります。練習や大会を通してスコアを記録したり、お互いに作戦を練りながらプレーするなどを通じ、親交が深まったことを思い浮かべます。

もう一つは、8年前からこども見守り隊に所属しておりますが、現在117名の会員の中でもシニア世代の方が中心となり、皆さん元気で生き生きと活動されています。そのほか、就業機会を提供されているシルバー人材センターにおいて長年培った技術・技能を社会還元する活動をされておられる方も多くいらっしゃいます。

このように、地域のシニア世代の方々が余暇の充実のため、趣味やボランティア活動、就職を通じた生きがいづくりにつながり、シニア世代の幸福度の向上のみならず、社会全体により効果を与えるのではないのでしょうか。

そこで、お伺いします。

これからの人生100年時代に向けて、シニア世代の生きがいづくりは大変重要ではないかと思われま。町長が示された平成30年度施政方針の5の2の高齢福祉、6の3、生涯学習、6の4、文化のほかに、シニア世代の方の生きがいづくりに向けた環境整備や支援はどのようにされるのか、お尋ねします。

次に、老人福祉法第13条第2項において、地方公共団体は、老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者に対して適当な援助をするように努めなければならないと位置づけられています。この条項をもとに、国の老人クラブ活動等事業運営要綱に基づき県補助金が交付され、町一般会計と合わせ、それを財源として老人クラブ及び老人クラブ連合会に対し公的な補助が行われています。このように、老人クラブは老人福祉の増進のための事業の一つとして、シニア世代の生きがいづくりの中心的存在であります。

そこで2点目、老人クラブの加入対象者数と加入率が少ないと思われま。自由意思加入であるものの加入者の少ない地域も見受けられま。町としてどのように参加促進に向けて指導・支援されておられるのか、また啓発はされておられるのか、お尋ねします。

次に大きな2つ目、有効な土地利用についてです。

綾戸地区の農地は、荒涼とした林や原野から農地を開かれた経緯がある地域です。昨今は、地域内の道路新設に伴い都市化され、今まで築き上げてきた農地は住宅地へと急速に変わっております。垂井町第6次総合計画、平成30年度から10年間の基本計画において、綾戸地区の現

在ある農地の多くは、市街化調整区域である中において市街地環境整備ゾーンとされ、また、垂井町都市計画マスタープランにおいては、新規開発住宅整備検討地区になっております。しかし、現状は先に述べた市街化調整区域で、もともとが耕作用途しか認められない農地であるだけに転用にも制限がかかっており、約60戸の農家のうち、農業をやめたいと思っても、農地を簡単に手放すことができないのが現状で、高齢農家のリタイアがふえております。こうした農地を引き受ける担い手の確保や農地の集積による耕作放棄地の解消など切実な課題であり、誰がどのような立場で耕作していくのかが問われるところです。農業を続けるにも農業従事者の高齢化、若年層の農業離れ、天候に左右され収入が安定しない、労力の割に生産性が低い、効率化しにくい土地が多いなど、これからの農業を取り巻く環境は困難をきわめるばかりです。

昨年、綾戸農事改良組合の方々が綾戸地区の地権者や耕作者の皆様になされたアンケートでも明白なことで、32名からの回答のうち、現在60歳以上の耕作者は約80%で25名、80歳以上は約20%で6名と高齢化が進み、この後5年以内で後継者がいなくなり、耕作不能は50%で16名に減り、10年後は38%、12名となっております。

そこでお伺いします。

こうした現状がある中で、1つ目、今後の農業のあり方について、2つ目、総合計画にある綾戸地区農地の市街地環境整備ゾーンや垂井町都市計画マスタープランの新規開発住宅整備検討地区について、今後どのように具体的な環境整備や住宅整備の検討がなされるのか、これからの方向性についてお尋ねします。

○副議長（江上聖司君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 広瀬議員の御質問にお答えをしたいと思います。

私のほうからは、2番目の有効な土地利用についてお答えをさせていただきたいと思います。

この問題につきましては、これからの農業はどうするのかという部分と、それから綾戸地区の農地について、住宅整備、あるいは開発等、どう対応していくのかという2つの問題があると思います。そこで、まず1点目は、その大きな農業をどうすればいいかという部分について少しお話をさせていただきたいと思います。

農業は、これまで農産物の生産と水源涵養や自然環境等の国土保全の両面の役割を担ってまいりました。なお、農地の管理ということにつきましては、農地法第2条の2で、農地について権利を有する者の責務といたしまして、農地について所有権または賃借権、その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならないとありますように、本来、その農地について権利を有する者が適切に管理を行うものであるというふうなうたっておるところでございます。

しかし、農業の現状について見ますと、農業従事者、先ほどお話があったように高齢化が進み、担い手の減少が急速に進んでおるところでございます。こういった中で大規模経営体と小規模農家の二極化が進んでおりまして、土地持ち非農家の増加に伴いまして、地域の担い手へ

耕作が集中しているというのが現状かというふうに思います。

こうした農業構造の変化は、適切に農地を管理されない耕作放棄地、また鳥獣被害などの営農環境の悪化とあわせて、集落機能の低下に伴う地域の共同活動の衰退によりまして、農地、農業施設の地域資源の適切な管理保全が継続されないことを懸念しているところでございます。

この問題に対応するために、町といたしましても農業委員会と連携し、農地の適切な管理を進めていくとともに、地域ぐるみで農地、農業用水等の資源の保全管理を行う取り組みを支援するための多面的機能支払事業、農業生産条件不利地域に対して支援をするための中山間地域等直接支払事業、農地中間管理機構を通じた農地集積と集約化を進める機構集積協力金交付事業、有害鳥獣被害対策事業、集落営農の促進を図るための事業など、各施策を打っているところでございます。

これからの農業につきましては、個人での農業生産と農地の維持管理が難しい中ではありますけれども、農地の適切な管理を徹底するために農業の生産性を高め、担い手への農地集積・集約化を進める中で、農村、農業の有する多面的機能の維持を図るため、地域ぐるみで共同活動を推進することが必要であると考えております。こういった形の中で、これからの農業というものに取り組んでいかなければならないと考えておるところでございます。

一方で、この綾戸地区の農地についてどうするのかということでございますけれども、綾戸地区につきましては、近年、他の地域に比べますと急速に宅地化が進んでおる状況でございます。また人口もふえている地域でもあります。当該地域の一部は、市街化を抑制する市街化調整区域でありまして、農業を振興していく地域というふうになっておりますけれども、農業従事者の高齢化や若年層従事者の減少などから、農業を取り巻く環境が非常に厳しくなっているのは議員御指摘のとおりかというふうに思います。

この地域は国道21号線の沿線であったり、あるいは大垣市の稲葉団地につながる県道栗原青野線や長松町につながっておるといような状況の中で利便性のよい地域でもございます。将来的にはやはり市街化を進めていくような地域になろうかというふうにも思いますけれども、このことは特段すぐに、来年からこれが移っていくというような状況ではなくて、当面はやはりこの市街化調整区域の中での農地を守っていくための今の活動といいますか、そういうことをやっていかなければならないと思います。将来的に計画を打って市街化を進めていく地域といたしましても、当面この農地を守るための活動ということを、やはり地域の皆様の担い手の方々に期待するところが大変大きいわけでございますけれども、そういった支援を進める中で、この綾戸の農地については将来的な変更を見越したことを考えていかなければならない地域であるというふうに認識をしておりますので、今後の対応につきましては、そういった見越ししながら、現状の農地をしっかり守っていくための支援をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○副議長（江上聖司君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） 広瀬議員からの1つ目の質問、シニア世代の生きがいづくりについては、高齢福祉を担当いたしております健康福祉課所管ですので、私のほうからお答えをさせていただきます。

初めに1点目の質問、シニア世代の方の生きがいづくりに向けた環境整備や支援はいかようにされるのかということについてですけれども、町長の施政方針において高齢者施策の方向性と各事業の説明がされていますが、現在策定中の第7期いきがい長寿やすらぎプラン21においても計画の基本方針の中で、高齢者の社会参加を支援するを掲げ、高齢者の生きがい活動を支えるとしています。具体的な取り組み事業といたしまして、シルバー人材センターの活用、老人クラブの活性化、生涯学習等の充実、軽スポーツの促進、交流事業の促進などを支援としています。

御質問の町長が施政方針に掲げる以外の具体的な事業といたしましては、例えばまちかどふれあいプラザの夢の屋事業を実施しており、夢の屋事業ではサロンを中心に活動して、100名近い福祉ふれあいの会のボランティアの方々が活躍され、また多くの高齢者が来店の上、飲み物や仲間との話を楽しんでおられます。

また、生涯学習事業では、老人クラブの会員の方を中心に、約800名の方ですけれども、生き生き学級の事業に参加されており、内容は、高齢者がさまざまな講演会を聞く中央研修会や人権フォーラムなどとなっております。

また、幼稚園・保育園・こども園の行事や小学校・中学校の総合学習などへ参加することによる高齢者と他の世代との多世代交流の場づくりを実施しております。また、町社会福祉協議会では町内26カ所におけるふれあいサロンの開催や、各地区では地域の支え合い、助け合いによる地域づくりのため生活支援ボランティアを結成し、生活支援サービスの仕組みづくりも進められています。

さらに、NPO法人Let'sたるいにおきましては貯筋運動、この貯筋運動というのはお金をためる貯金ではございません。貯筋の筋は筋肉の筋ということで、筋肉をためる運動というふうで御理解いただきたいと思います。貯筋運動やノルディックウォーキング、サーキットトレーニングなどの、ほかにもいろいろな教室が準備されており、これらのように高齢者が集える機会や環境はいろいろな場面で数多く用意されていると認識しています。これらの事業や場面により、今後も高齢者の方が、その意欲と能力に応じ、地域貢献を初めとする社会的役割や生きがいを持って住みなれた地域で生き生きとした生活が送れますよう、引き続き生きがいづくりに向けた支援に努めてまいります。

続いて2点目の質問、老人クラブへの加入に向けての指導・支援、啓発はいかようにされるのかということについてですけれども、全国老人クラブ連合会では全国3大運動の推進ということで、健康活動・友愛活動・奉仕活動を柱として活動を展開しています。この活動に即して県及び町の老人クラブ連合も事業展開を図っていますが、これは高齢者自身が地域や高齢者の

暮らしを支えるために、これまでの経験をもとに温かな地域づくり活動への参画を目指すものです。そこで、本町としましては全国的にも夜間の高齢者の交通事故が多いことから、65歳になられる方に対して夜光たすきの配付を行っていますが、たすきの配付は老人クラブで行っていただき、たすきの配付にあわせて老人クラブへの加入啓発を行っているところです。また、介護予防事業で実施しています料理教室や各種出前講座などを活用し、より魅力ある老人クラブ活動となるよう連携し、支援をしております。

今後も先進自治体等における取り組み事例も把握し、老人クラブの指導・支援を進めてまいります。なお、加入者、加入率の低下につきましては、加入に係ります周知や啓発よりも、最近の社会構造の変化や個人の価値観の違い、またライフスタイルの個人化などによるものと思われる。最近では、サークル活動や講座の情報を得て、簡単に趣味や仲間づくりができるようになったことや、地域とのかかわりを煩わしいと考える人がふえたことなどにより、高齢者自身の目線による老人クラブの魅力の不足を感じている方がふえているものと考えられ、加入者をふやすには社会の変化に対応した魅力ある集団、老人クラブの進化を図ることが必要ではないかと思えます。今後、老人クラブの組織として高齢者当事者の目線から魅力について一度見詰め直し、魅力ある老人クラブを目指すものと考えております。

以上、広瀬議員からの質問、シニア世代の生きがいづくりについてのお答えとさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○副議長（江上聖司君） 2番 広瀬隆博君。

〔2番 広瀬隆博君登壇〕

○2番（広瀬隆博君） 再質問させていただきます。

今、老人クラブに加入するために、65歳になられた方にたすきを渡して加入促進をされると言われたんですけども、今、加入率をちょっと計算しましたところ、29年4月1日現在の加入率ですけども、60歳以上ということで計算しましたら、岩手地区におきましては82%の方が939名、一番少ないところは垂井地区が17%で335名、東地区がその次の25%で492名ということで、人口が少ない、先ほども先輩議員からございましたが、岩手地区は人口が少ないと言われていますが、そういうところが組織率が高くて、加入されておる方がかなりあるということでございますが、65歳のところに配るのにも加入されている方が多いのですぐに終わりますが、例えば東地区は25%の方が加入されて、あとの75%の方ですか、65歳だともう少し多くなると思いますが、加入率は、配るのも大変かと思われま。加入率の差が多いところと少ないところで65%もあるわけなんですけれども、その辺のところをもう少し具体的に加入率を上げていただくような方策がないものかと考えております。

それともう一つ、土地の利用についてですけども、綾戸地区の場合、昭和の合併で綾戸地区は荒崎村から垂井町に編入した経緯があり、今も農地は大垣市地内にも多く持っていらっしゃる方がおられます。水利は綾戸地内であって、大垣市のポンプ場が綾戸地内にあるわけなんですけれども、それを管理しているのは綾戸水利組合がしておられます。大垣市と垂井町の広

域の農地ということとなっております。大垣市との協議や、先ほど大垣市都市計画は昭和46年にできたということがございますけれども、その関連についても、大垣市都市計画との関連について、今後協議があるかと思いますが、都市計画マスタープランにおきましては、新規開発住宅整備検討地区になっておるといことでございます。大垣の地区におきましては大垣市都市計画で調整区域ということで、広域な話し合いが必要かと思っております。そこら辺も、今の農地を持っていらっしゃる方は混乱されるということもあると思っておりますので、十分に地権者などの意見を聞いていただいて進めていただきたいと思っておりますが、その辺のところ、もう少し大垣市都市計画との関連性も含めて、今後どうしたらいいかということをお教えいただきたいと思っております。

○副議長（江上聖司君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 広瀬議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

ちょっと内容がよく把握できていないところがあるかも知れませんが、お許しをいただきたいと思っております。

まず、老人クラブの加入率の差が大きいので、これを何とかしろというふうにも捉えたところでございますけれども、先ほど担当課長が答弁いたしましたように、老人クラブの魅力といえますか、老人クラブのあり方そのものがやはり大きく変わろうとしておる中で、一概にたくさん入っているからいいとか、少ないからだめだということではなくて、地域として、この老人の力というか、シルバーパワーをどう使っていくかということにかかってくる気がいたします。

そういった部分で老人会活動、今現在60歳から補助金を出しておるところでございますけれども、よく老人会の会合へ行くと、ほとんど60歳の方は見えないような状況で、65歳、70歳ぐらいから入られる方が多いというのは現状でございます。ですから、そういったことを踏まえて老人会のあり方そのものも一回見直すいい機会になってきているのではないかなというふうに思います。その中で、加入を促進するための活動ということをしていかなければいけないと思っております。

先ほど言いました夜光たすきの手渡しというのも、実は老人クラブ連合会のほうからそういうお話があって、町で配るのであれば我々から配って、そのときに勧誘を勧めたいというというような、そういう積極的な働きかけがあって実現したものであります。そういったやはり内部的な思いというものもしっかり受けながら、老人クラブをさらに活発化していく、そしてまた組織そのものも見直していくことが必要かと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

それから2点目が、先ほども答弁申しましたように、農業面、産業課のほうでいうと農地を守る方向、それから建設課でいうと、やはりこれを潰して市街化を進めていくというような両方ががち合う部分がちょうどこの綾戸の農地の部分ではないかなというふうに思います。した

がいて、すぐに都計を外すとかそういうことはすぐできませんので、当面はやはり農地を守っていただく活動をしっかりお願いしたいということをお先ほど申し上げたところでございませぬけれども、水の関係で大垣と関係があるということで、大垣都計ともしっかり協議をということでございませぬが、先ほど申しましたように、この6次総合計画の中で今後の都市計画、線引き等も含めた形の中で見直しを検討していくということをお先ほど申し上げたので、そういった中で今後の綾戸地区、農地の方向性というものも、おのずと出てくる場所があるのではないかと考えておりますのでよろしくお願ひをしたいと思います。

○副議長（江上聖司君）　しばらく休憩いたします。再開は13時15分といたします。

午後0時08分　休憩

午後1時15分　再開

○議長（角田　寛君）　再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

1番　太田佳祐君。

〔1番　太田佳祐君登壇〕

○1番（太田佳祐君）　議長の許可をいただきましたので、これより通告に基づき一般質問を開始したいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

今回の質問は1点で、ペーパーレス化の推進について質問いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

平成31年の夏をめどに移転する垂井町の役場新庁舎の移転において、検討した事項の一つに書庫の確保が上げられました。垂井町の現庁舎には約2,900ファイルメートル書類が保管されており、新庁舎では現書類を2割以上削減し、2,300ファイルメートルを目標値として書庫スペースを確保するというものです。

このファイルメートルというものは文書の量をはかる単位で、文書を全て積み上げたときと仮定した際の高さをあらわします。文書を積み上げてできた高さが1メートルで1ファイルメートルとされ、これは文書約1万枚に相当するとされます。つまり、現在の庁舎には2,900万枚の書類が保管されており、新庁舎でも2,300万枚の書類の保管スペースを確保していくということです。行政手続の多くが紙面で行われており、過去の資料は紙で保管されているケースがほとんどだと考えられます。これら過去資料を保管することも行政の責務である以上、膨大な量の書類を保管するスペースを確保することについては問題はないと考えており、今後も必要な資料の保管をしっかりと行っていただくよう引き続きお願ひしたい所存です。

一方、業務に必要な印刷は日々行われており、印刷コストの発生や紙資源の消費が続いています。垂井町の予算におきましても、総務費の総務管理費、一般管理費の項目で、印刷費用として、可決前ではありますが、平成30年度には105万7,000円が計上されており、平成29年度印刷費を見てみると112万7,000円、平成28年度は104万2,000円と推移しています。これを印刷費1枚5円として計算すると22万5,400枚の文書を印刷していることとなります。さらに、現在



の町職員180名で割ると、1人当たり年間1,252枚、1カ月当たり104枚の印刷を行っていることとなります。

また、印刷コストには印刷業務にかかわる職員の時間も含まれます。これは金額として表に出てくるものではありませんが、働き方改革導入の必要性が提唱されている現在では、職員の印刷業務に係る時間も考慮する必要があります。大手印刷機メーカーで構成されている一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会が、国際規格であるISOの基準値にのっとり、静電複写機・複合機の性能試験方法を提示しており、この規格に沿った試験方法で、大手印刷メーカー3社のレーザー印刷機で白黒1ページの文書を20部印刷した場合の平均は67秒でした。仮に、職員が1年間で1ファイルメートルの印刷を行うと考えると、1人当たり558分、年間当たり約9時間が印刷業務に割かれている計算となります。

また、株式会社エフエム・ソリューションが2014年に公開したオフィス内の文書量に関する実態調査報告では、237の企業・団体のオフィス内保管・保存文書の総量調査を行った結果、執務室内の1人当たりの文書量平均値は6.7ファイルメートルとなりました。業種別に分類すると、1人当たりの文書量が最も多いのが不動産業で9.0ファイルメートル、次いで自治体の8.4ファイルメートル、保険業の8.3ファイルメートル、サービス業の7.7ファイルメートル、学校法人の7.5ファイルメートルと続いています。民間企業と官公庁、その他団体で比較すると、民間企業の平均が5.9ファイルメートルに対して、官公庁、その他団体の平均は8.9ファイルメートルと、約1.5倍となります。

つまり、行政職員はほかの業界と比較しても印刷を行う機会が多く、仮に年間で2.0ファイルメートル印刷を行っていると考えれば、先ほどの年間当たりの約9時間の印刷時間は18時間の倍になり、その分だけほかの業務に携わる時間が圧縮されていきます。当然、印刷の開始から終了まで全ての時間を印刷機の前で過ごすわけではありませんが、逆にコピー室で印刷を行う場合は、その移動時間は含まれておらず、印刷の終了時間を気にかけて業務に集中できないという可能性も考えられると、印刷費以外の目に見えないコストは多数存在しています。

別の統計ではありますが、長期的に見ると5年単位での執務室1人当たりの文書量は、1980年から1984年の5.1ファイルメートルだったものが、2010年から2014年には8.1ファイルメートルと増加しています。

また、民間企業の事例ではありますが、複合機等の販売を行う富士ゼロックス社では意識改革を行い、執務室内の文書を10年かけて75%削減しました。富士ゼロックス社は、文書削減によりあいた書庫を撤去して別の備品を置いたそうです。文書収納スペースにあきがあれば、またそこに文書がたまってしまったからです。つまり、書庫のスペースが限られている場合は、何とか書庫のスペースにおさめるために社員一人一人が意識を変えていくようになったそうです。

行政には公的文書が多数存在するため、民間企業に比べ文書量が多くなる点は仕方ありません。一方、公的文書だからこそ保管期間を定め、永年的に保管する文書と一定期間が過ぎた

ら廃棄する文書の分類をしておく必要があります。自治体によっては組織的に文書整理と保存のルールを定め、保管文書の分類基準をつくり、マイクロフィルム化や電子データ化できる文書はこれらに置きかえる等の措置を講じています。ルールというのは、そもそも出力の必要のない資料は印刷しない。使用後は電子データとして保管しておく。保管が必要な最低限の資料を保管する。保管期限を明確にして、期限が過ぎれば廃棄するといったようなものです。省エネや働き方改革が叫ばれる中で、印刷文書を削減するためにペーパーレス化を推進することは時代の趨勢に沿うものであり、ぜひとも庁舎移転を契機として検討いただきたい課題だと考えています。

そこで、以下3点の質問をさせていただきます。

一つ、現庁舎で年間当たり何ファイルメートルの文書量が増加しているか調査しているかをお伺いいたします。

一つ、文書の分類・保管に関するルールづくりが行われているか、お伺いいたします。

一つ、庁舎移転に合わせてペーパーレス化を推進すべきと考えるが、どうお考えかをお伺いいたします。

以上、3点を質問させていただきたいと思います。御答弁のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（角田 寛君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 太田議員のペーパーレス化の推進につきまして、私のほうから御回答申し上げたいと思います。

3点ほどお尋ねでございますが、まず1点目の現庁舎で年間当たり何ファイルメートルの文書量が増加しているかのお尋ねでございます。

文書量約2,900ファイルメートルにつきましては、新庁舎へ移転を行うための準備といたしまして、平成28年度に実施した調査の結果の値でございます。この約2,900ファイルメートルという値につきましては、文書のほか書籍、事務用品、映像資料、パンフレット、図面等を含めまして積み上げた数値でございます。文書のみを捉えますと約2,500ファイルメートルという結果でございました。

今年度につきましては、全庁挙げて保存年限に基づいた文書の廃棄を徹底いたしまして、文書整理に取り組んでまいったところでございます。その結果、29年11月現在でございますけれども、約600ファイルメートル、約3割の文書の削減を行ったところでございます。このため、現在につきましては、庁舎移転に向けまして文書量の把握と文書の整理、削減に努めているところでございまして、議員御質問の年間当たり何ファイルメートル増加しているかにつきましては、大変恐縮でございますが、調査を実施するまでには至っていない状況でございます。

削減率は3割を達成することができたわけでございますけれども、新庁舎への移転にはまだまだ徹底して文書を整理する必要があると考えております。平成30年度には、いま一度文書整理を行いまして新庁舎移転に向けて着実に準備を進めてまいりたいと、そのように考えており

ますので、よろしく願いをいたします。

次に、2点目の文書の分類・保管に関しますルールづくりが行われているかといった点でございますが、現行の垂井町文書取扱規程に基づきまして、その区分や保存期限につきましては規定されておるところでございます。事務内容の重要度や将来の影響等を考慮いたしまして、一定期間所定の書庫で保管している状況でございます。

書庫の文書は、毎年倉庫整理日を設けまして、庁舎内書棚から倉庫へ移動させ、そしてまた、保存年限を過ぎたものにつきましては廃棄するといった作業を実施いたしております。文書のライフサイクルが徹底されるよう取り組んでおりますので、何とぞ御理解いただきたいと思っております。

続きまして、3点目の庁舎移転に合わせてペーパーレス化を推進すべきと考えるが、どのように考えておるかといった点でございます。

作成する、いわゆるみずから自前の印刷物につきましては、議会関係だけをとりましても、例えば決算書、予算概要調書、そしてまた常任委員会等に提出いたしております資料等々があるわけでございますが、ここ2カ年ほどにつきましては、新庁舎建設事業の資料、あるいは第6次総合計画策定事業などに係ります重要事業に関連した資料等々で非常にふえていることは、私どもも十分認識をしておるところでございます。

自前の係ります印刷物につきましては、職員に当たりましては誤りがないか、遅延のないよう細心の注意を払いながら作成をしておることから、職員に係る事務量、あるいは季節的な仕事量などを鑑みまして、効率的に作業を進めるべく、それらの段取りには十分注力してまいりました。その一方で、行政事務における紙文書等のペーパーレス化につきましては、平成26年度から28年度の3カ年間でございますが、第5次行財政改革の取り組みの中でも位置づけられておりました。現行、紙の印刷を中心といたしました事務処理を電子化することによる効果と、その有用性についても検証実施してまいったところでございます。

ここで、垂井町におけますペーパーレス化の取り組み事例を少し触れたいと思っておりますが、住民税課税事務におきましては、電子ファイリングシステムの導入によりまして、給与支払い報告書、あるいは確定申告書など、紙により提出された課税資料を全て電子化いたしまして、課税事務の効率化と情報の共有化を実現したところでございます。毎年約4万件余りの課税情報が電子化され、電子ディスク上に蓄積がされておる状況でございます。

そのほかでは、住民基本台帳の紙原本による管理を電子化に変更したり、国民健康保険賦課台帳と固定資産土地家屋名寄せ帳の紙出力を廃止するなど、システム内での情報管理に変更することでペーパーレス化を逐次図ってまいったところでもございます。

加えまして、避難行動要支援者台帳におきましては、紙の管理をやめましてシステムを導入することで、検索、あるいは修正、加筆がしやすくなりまして、事務の効率化を進めることができたところでもございます。

さらに御案内のとおり、本年度よりマイナンバー制度による情報連携の本格運用が開始され

たところでございますが、これまで申請時に求められておりました所得証明等の添付書類が一部省略可能になるなど、これらも一つのペーパーレス化の実現でございます。今後の普及にあわせて事務の効率化が加速することを期待しております。

今後につきましては、庁舎移転に合わせましてペーパーレス化ができるサービスはないか、また事務処理過程を再検証いたしまして、文書取扱規程の見直しや、そしてまた情報公開法、公文書管理法、個人情報保護法など、公文書を扱う上で厳守すべき事項を踏まえながら行政事務のワークスタイル変革の一つとして引き続きペーパーレス化を検討していく必要があるものと、そのように考えております。

議員も申されておりましたが、文書は、基本的には探しやすく、保管しやすく、あるべき場所に適切な方法で適切な期間保管すると。このことにつきましては、紙、電子文書のどちらをとりましても基本中の基本だというふうに思っております。この点も十分考慮に入れながら引き続き検討してまいりたいと思っておりますので、何とぞ御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 8番 安田功君。

〔8番 安田功君登壇〕

○8番（安田 功君） 通告に従いまして、垂井こども園周辺の排水対策及び交通安全対策について質問いたします。

初めに、垂井こども園周辺の排水対策についてお尋ねをいたします。

垂井こども園は、建設工事も終盤を迎え、4月のオープンを待つばかりとなりました。保育と幼児教育の中心となる大型施設の開設に地元住民の期待も高まります。しかしながら、一方で懸念されるのが周辺一帯の雨水の排水能力の不足であります。この地域は、南西の高台と北の相川堤、東の大谷川に囲まれたくぼ地となっており、短時間集中豪雨の際は、雨水が道路側溝を中心部に向かって一気に流れ込み、浸水被害をもたらしてきました。今後は、さらにこども園建設に伴い新設された園舎、園庭、道路、駐車場の雨水も加わり、不安が増大すると危惧されます。

今年度は、従来より自治会の要望も強かった大谷川河口部の改良が進められ、その効果も大いに期待されると思いますが、加えて次年度以降、現垂井幼稚園北側を流れる既存排水路を早急に改良する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

次に、垂井こども園周辺の交通安全対策についてお尋ねします。

垂井こども園周辺の道路では、送迎車両による渋滞や事故の発生が心配されています。主な進入路は南側旧中山道と予想できますが、このルートは通学路で、現在、日守、野田、戸海、松島、金福地の大変数多くの児童が通学しますが、歩道はあってもガードレールがありません。以前より設置を望む声を聞きますが、今後、送迎車両によりさらに交通量が増大し、危険度が高まることから早期に設置してはいかがでしょうか。

質問は以上です。答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 建設課長 山口哲司君。

〔建設課長 山口哲司君登壇〕

○建設課長（山口哲司君） 安田議員のこども園周辺の排水対策及び交通安全対策について答弁をさせていただきます。

まず、1点目の垂井こども園周辺の排水対策についてですが、議員言われますように、垂井幼稚園周辺につきましては、集中豪雨時には道路の一部に冠水が見られるなど水害が起こる地域でございます。既設排水路の流末である大谷川の排水能力の不足が原因と考えられるため、平成28年度では測量設計業務を施行いたしました。その結果、大谷川の現況流下能力は、幼稚園から水路流入付近では毎秒19.1立方メートル、相川合流部付近では毎秒14.7立方メートルであることが判明をいたしました。

そこで、河床に張りコンクリートを設置することで、三面張り流路工として整備をし、通水能力の拡大により、大谷川につきましては砂防河川でございますので、砂防事業設計要領に準じた80年確率の規模を高水量で出しまして、流出量毎秒37.8立米、時間雨量64.1ミリを満足する断面を確保するよう今年度、河川改修工事を施工しております。

工事概要につきましては、小学校の西北にある下金福地橋下流の左岸ブロックを積み直し、下流の既設床固工の断面と一致するよう断面を大きくいたしました。また、河床につきましては、橋の下流で66センチから42センチ、上流では63センチから11センチ切り下げを行いました。その結果、流下能力は毎秒37.8立米から45立米となり、約2.4倍の能力が高まるため、これまでのような水害は起こりにくい状況になったと考えられます。しかしながら、今後、経過観察をいたしまして、排水路改良につきましても検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、2点目の垂井こども園周辺の交通安全対策につきまして答弁をさせていただきます。

通学路の安全確保につきましては垂井町通学路交通安全プログラムに基づきまして、国道・県道・町道の道路管理者並びに垂井警察署、交通安全協会、垂井町地区まちづくり協議会連絡会、NPO法人こども見守り隊、PTA連合会、小・中校長会のそれぞれの代表並びに企画調整課、学校教育課及び建設課の職員で構成する通学路安全推進会議におきまして、小・中学校や保護者などからの指摘のありました通学路の危険箇所について合同点検を実施する中で安全対策を検討し、実施してきたところでございます。

議員御指摘の箇所につきましても、通学路安全推進会議において安全指導の実施やガードパイプなどの安全施設の整備等を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 11番 富田栄次君。

〔11番 富田栄次君登壇〕

○11番（富田栄次君） 通告に従いまして、大きく3点お尋ねをいたします。

まず第1点目、高校生世代18歳まで医療費を無料に。第2点目、表佐地区内の町道交差点道路に事故注意喚起表示を。第3点目、表佐地区内の民家に隣接する相川堤防のり面の除草と題してお尋ねをいたします。

まず第1点目、高校生世代まで医療費を無料についてお尋ねいたします。

今議会冒頭、町長より、平成30年度施政方針及び提案説明がありました。その中の第5のテーマ、福祉・健康、5の1、子育てでは、安心して妊娠・出産ができ、子供の個性を大切にしながら親が喜びに満ちて子育てができるよう、妊娠前から子育てまでを包括的・継続的に支援できる体制を整えてまいりますとあります。また、子育て環境の充実、第6次総合計画に掲げる目標人口を達成するために特に重要な分野の一つであり、安心して子供を産み育てることができるような取り組みを進めていく必要がありますとありますが、しかし、中身は例年と余り変わらず、新しい政策はありませんでした。

私は、平成28年の第6回議会で高校生世代まで医療費を無料にしてはについて質問しました。子育て環境の充実、子育て支援は最重要課題であり、移住者・定住者確保の観点からも高校生世代まで医療費を無料にする取り組みを進めていくこと、これはとても必要なことだと思っています。住民の方から、これからは医療福祉の充実した自治体へ人は流れていくと思うよ、若い親世代の人たちからそういった声がありました。前回、片岡課長から福祉医療費の助成対象者を高校生世代18歳まで引き上げることについては、現在本町においても検討しているところであり、概算ではありますが、町単独で年間1,800万円ほどの財政負担が伴うものと試算しているとの答弁がありました。

医療費無料化のメリットとして、医療費の心配がないため、軽傷のうちに医療機関を受診することで重症化を防ぐことができることや、子供の貧困化問題が深刻になる中、ちゅうちょすることなく医療機関にかかることができることが上げられます。

しかし、前回、課長の答弁の中ではデメリットとして、一般的に医療費無料化を行うと1人当たりの医療費が増加する傾向にあることを上げられましたが、それは裏を返せば医療福祉の充実のあらわれではないかと思うわけです。また、過剰受診などモラルハザードを生じ得ることも上げられましたが、児童や青少年で病気でもないのにわざわざ過剰に病院に出向き受診する者は少ないと思われます。それは、受診者側の問題ではなく、医療者側の問題でもあります。また、無償化を行うと基本的には後戻りができないため、慎重な判断が必要とされるとの答弁がありました。年間1,800万円ほどの財政負担は、垂井町の財政では耐え得る規模であると思われま。

前回、検討するとのことでありましたので、そこでお尋ねいたします。

1つ目、検討時期はいつごろまででしょうか。2つ目、高校生世代18歳まで医療費を無料化にしてはどうか。

以上、お尋ねいたします。

第2点目、表佐地区内の町道交差点道路に事故注意喚起表示をについて問うものであります。

表佐地区内において、大事故に至らないが事故が多発している箇所があります。例えば、旧消防団分団車庫前交差点、町道が交差するところではありますが、どちらが優先道路か不明なことから、東西方向と南北方向の車または自転車、バイク等もそうですが、ずるずると交差点に入り、何度も事故を起こしています。

信号機のない交差点では、道路標識等によって示された優先道路、明らかに幅の広いほうの道路、徐行・一時停止の道路標識がないほうの交通が優先となると規定してあります。また、これらで優先関係が定まらない場合には、いわゆる左方優先となり、左方向から進行してくる車両の進行を妨害してはならないと規定してあります。これらにつきここで詳細説明は省きますが、このような危険道路については徐行・一時停止等の優先道路標示をすることがベストであります。また、左方の優先のルールが守られておれば事故は起きにくいかもしれませんが、これをモラルの問題であると片づけてしまえば簡単ではありますが、日常生活道路においてはなかなかままならず、ついつい事故につながっているのが現状であります。

住民の方から、これまでに優先道路標示の要望が何度もありましたが、許可がおりませんでした。これにしびれを切らし、業を煮やしたある住民の方が、この危険箇所では大事故が起これ、人が死ななければ優先道路標示はできないのかと怒り心頭に発しておられました。優先道路標示で規制することが無理ならば、事故注意喚起表示ができないか問うものであります。

第3点目、表佐地区内の民家に隣接する相川堤防のり面の除草について問うものです。

先ほど5番議員からなる多方面にわたり質問がありましたので、極力省き、要点だけ単刀直入にお尋ねいたします。

昨年の暮れ、相川堤防地蔵橋付近で、たき火からの引火による枯れ草の火災が発生しました。大事には至りませんでした。付近の住民から、堤防の枯れ草火災による民家への類焼が怖い、堤防の除草をもっときちっとしてほしいとの強い訴えがありました。除草につき町と県の管轄とのことではありますが、どこの管轄であっても除草をもっときちっとすべきではないかと思うわけであり。草が伸び放題、その後年1回の除草では荒れ放題です。安全・安心の観点からも、環境美化、環境保全の観点からも、表佐地区内の民家に隣接する相川地蔵橋の上流・下流域、堤防のり面の除草の徹底を問うものであります。

以上、3点お尋ねいたします。

○議長（角田 寛君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） 富田議員からの1つ目の質問、高校生世代18歳まで医療費を無料に、年間の財政負担は垂井町の財政で耐え得る規模と判断するがについてですが、福祉医療を担当します健康福祉課所管ですので、私のほうからお答えをさせていただきます。

初めに、医療費無料化のメリット・デメリットにつきましては、議員の質問の中にもありましたが、基本的には前回の平成28年12月定例会での一般質問でお答えしたとおりです。なお、

最新のデータで試算しますと、町単独で年間1,970万円ほど財政負担が伴い、去年の試算時よりも若干増加している状況となっております。また、財政のうち民生費に関してですが、平成25年度の決算額は約28億4,500万円でしたが、平成26年度が約29億7,700万円、平成27年度は30億2,200万円、平成28年度には約33億3,400万円と年々増加し、民生費だけで一般会計総額のうち3分の1を超える約37%ほどを占める状況の中で、国や県からの補助がない町単独での2,000万円規模の新たな事業の実施については、民生費はもちろん町全体の政策の中で、優先度や必要性などを考えていく必要があります。

医療費無料化の件については、今までも主要事務事業で毎年検討しており、来年度からの第6次総合計画が始まれば、組織別行動計画においても、さらに毎年検討をしていくことと位置づけております。前回の一般質問でもお答えしたとおり、一度無償化を始めてしまうと財政負担は永続的に発生するため、持続可能な政策として取り組むには、やはり慎重に判断する必要がありますと考え、今後もその実施につきましては、メリット・デメリットや財政負担などを踏まえ、毎年度引き続き検討してまいります。

以上、富田議員からの質問、高校生世代18歳まで医療費を無料にの答えとさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 企画調整課長 高橋伸行君。

〔企画調整課長 高橋伸行君登壇〕

○企画調整課長（高橋伸行君） 私からは、富田議員からの第2点目のお尋ね、表佐地区内の町道交差点道路に事故注意喚起表示をについて答弁をさせていただきます。

交差点における交通安全対策としては、信号機の設置や一旦停止などの規制が可能なのか、注意喚起標示などが適当なのかを警察担当部局や道路管理者などの関係機関との調整を図りながら実施しているところでございます。

旧表佐分団車庫前交差点につきましては、現在、東進車または西進車に対して、交差点であることの注意喚起を促すために電柱巻きつけ看板が設置されております。また、飛び出しに対する注意看板やストップマークも設置されております。

今後できる対応としましては、北進車や南進車に対する注意喚起や交差点を明示するためのカラー舗装などが考えられますが、警察担当部局、道路管理者などとの関係部局との連携を図りながら、事故が起こりにくい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 建設課長 山口哲司君。

〔建設課長 山口哲司君登壇〕

○建設課長（山口哲司君） 富田議員の大きな3点目、表佐地区の民家に接する相川堤防のり面の除草について答弁をさせていただきます。

相川ののり面に係る除草につきましては、岐阜県において実施し、道路管理者といたしまして、そののり面の道路際、1メートルの範囲で垂井町において同時期に除草を実施していると



ころでございます。台風や大雨による災害の懸念される夏場に、年に1度実施しているところ  
でございます。しかしながら、昨年のように長雨によって草の生育が著しく道路の交通に支障  
がある場合におきましては、適宜道路際の除草を実施しているところでございます。今後も実  
施してまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 11番 富田栄次君。

〔11番 富田栄次君登壇〕

○11番（富田栄次君） 再質問をいたします。

まず第1点目、予算も絡むことということでありましたが、工業団地に8億円、もっとかか  
るかもしれないと言われていました。また、プレミアム商品券900万円、また住宅リフォーム  
1,200万円、予算はいろいろかかっております。これらについてもそれなりに意義のあること  
だと思っております。しかし、上げていいか、先ほどのような答弁でございましたのであえて  
上げますと、プレミアム商品券とか住宅リフォームについては、よく言われるのはばらまき予  
算ではないかという声があるわけです。

そういったことも考えたときに、今の優先度ということも考慮していただく。やはり、こう  
いった大きな事業に対して年間1,800万円ほどの財政負担は相応と思うわけでありませ  
う。新年度から新庁舎建設事業を予定しており、その後も公共施設の老朽化対策など大型事業、これが  
めじろ押し実施が見込まれます。医療費の無料化等で厳しい判断を下されますが、今後の財政  
運営では長期展望に立った持続可能な健全財政が維持できるかどうか、いまだ明確な御説明は  
いただいておりません。来年度の予算がこのままの状況下で提出されます。私の気持ちとして  
は反対したい気持ちがございます。しかし、大所高所に立ちまして予算審査委員会では同意し  
ております。そういった観点からも、もう一度町長にお尋ねいたします。1,800万円、1,970万  
円、これは町のレベルを推しはかる一つの物差しだと思うわけです。これを高いと見るか安い  
かと見るのは一つの物差しなんです。

もう一度お尋ねいたします。高校生世代、町の将来展望を担う若者たち、そういったことを  
考えたときに、高校生世代18歳までの医療費無料に対してどのようなお考えか、お尋ねいたし  
ます。

それと2点目、先ほどの御答弁で電柱等に張ってあるとか、ストップマークがあることも知  
っておりますが、それではやはり事故防止につながっていないということで、カラー舗装とか  
ほかの対策も考慮して一回検討しているということでございますので、これ以上の質問は控え  
ますが、よろしくお願いいたします。

第3点目、垂井町は今、町道に面している1メートル範囲内とか除草しておりますとか言わ  
れるわけなんです、住民の方からこの除草ではだめだという声があるわけなんです。そうい  
った場合に、やっていますと言われても、例えば今、堤防のり面についてですけれども、隣地  
でそういった除草が必要なところがあったときには町として、たしか雑草等の除去勧告ですか、

そういうものを産業課か建設課から出していると思うんですが、そののり面に対して一体じゃあ誰が出すわけですか。そういったものに対して町だ県だということがありますが、民家・民地に対しては、町は雑草等の除去勧告を出していますが、その観点から考えたときには、みずからそれに反していることにならないかと思うわけなんです。

改めてお尋ねいたします。この堤防のり面、田んぼも畑もあるところとは言っていません。民家に接しているところというところと一部ですけれども、そういった民家の状況を考えたときに、この堤防除草について、もう一度徹底していただくように、そのお考えを再度お尋ねいたします。町長からいただければありがたいです。よろしくお願ひいたします。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 富田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

まず、18歳までの医療費無料についてでございます。

何を優先するかということにかかってくるかというふうに思ひます。財政は今、担当所管が申しましたように、民生費がやはり38%、4割近くまで達しておる現状において、どの部分に優先的にやっていくかということは、やはり大きな課題でありますし、これが町の発展にもつながっていくわけでございますので、慎重に見きわめていく必要があろうかというふうに思ひます。

その中で、高校生までの医療費無料化につきましては、やっておるところもやっていないところもあるわけでありまして、少なくとも義務教育における医療費の無料化につきましては、垂井町は先陣を切って実行してきた経緯がございますし、私といたしましては、そういった部分での取り組みはしっかりしてきたつもりでございますが、これがやはり高校生までとなりますと、前回もお話したかと思ひますが、やはり働いている方もいたり、全て高校生だけではないというような状況の中で、高校生だけが無償化するということについての不都合も出てくる側面があるかというふうに考えております。

また、プレミアム商品券とカリフォルムの関係のことを、確かにばらまきと言われるおそれがあるかもわかりませんが、逆に言えば、こういった医療費についても、そういった側面が全くないわけではないというふうにも思ひます。こういったばらまき的なことをやろうとすると、やはり財政が物を言うわけでありまして、最終的にこういった施策を打つには財政力がどこまでもつかということにかかってくるわけで、自主財源の強い、あるいは財政力の強い自治体については、こういったことがどんどんやっていける状況にありますけれども、自主財源が乏しいところについてはどんどん難しくなっていくのが現状かというふうに思ひます。そういったバランスを見きわめる中で、議員はこの2,000万円ほどの支出が垂井町の財政にふさわしい、全然問題ないではないかというお考えかもしれませんけれども、今申しましたように全体を見たときの中で、これが本当に妥当なのかどうかということは考えていく必要があろうかというふうに思ひます。

また、子育て支援という部分で考えますと、これはやはりさまざまな支援方法がございまして、その中の一つが高校生までの医療費無料化にあるかも知れませんが、そのほかにもさまざまな部分でこの子育て支援、あるいは子供たちが住みやすい環境をつくっていくための施策がこれからも順次適宜手を打っていかねばならないと思います。そういった中で、先ほど担当所管から申しましたように、6次総におきましても組織別行動計画において、毎年こうしたものを見直していくということをしておりますので、その中で適宜しっかりと検討しながら今後の医療体系についてまた考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

2点目の交差点については、またしっかりと対応していきたいと思えますし、3点目ののり面につきましては、これはのり面の所管はやはり県の管轄になりますので、もし著しく状況がおかしい、あるいは伸び過ぎである、環境に悪いという状況があれば、これは適宜県に要望し、なるべく早く対処していただくための方針をとっていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（角田 寛君） 4番 若山隆史君。

〔4番 若山隆史君登壇〕

○4番（若山隆史君） 議長から登壇許可をいただきました。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

3点ございます。

まず1点目でございますが、小学校の英語教育についてでございます。

本国語の日本語のみならず外国語としての英語の必要性は、今さら語るまでもなく、今から10年前の平成20年度に小学校5・6年生を対象に英語教育は始まりました。平成23年度に小学5年生から必修となり、今日、小学校での英語教育はすっかり浸透しております。この流れはさらに低学年化されることとなります。

小学3年生からの必修化、小学5年生からの教科化が平成32年度に完全実施されます。移行期間を考えると、学校によっては、平成30年度から段階的に実施されるはずでございます。これは、ネットあるいは新聞報道にもされたところでございますが、これを裏打ちするようなことが、今申しましたネットあるいは新聞に掲載されておったところでございます。我が垂井町の小学校での英語教育は、どのような取り組み状況なのか、まず現状をお尋ねしてまいりたいと思えます。

次に、「必修化」と「教科化」の違いでございますが、「必修」とは文字どおり、必ず小学校で教える必要があるということですが、しかし、「教科」ではないので、国語や社会などのように教科書はございません。よって、学習内容・テキスト等は、基本的なこと以外は、学校あるいは教員が独自に決められるようになるのではないのでしょうか。

一方、「教科」とは、簡単に言えば文科省の検定に合格した教科書を使用し、テストが行われ、通知表に数値による成績がつくということではないのでしょうか。したがって、小学5・6

年生の教科化の場合、町内各小学校の英語教科書は統一されると思いますが、問題なのが小学3・4年生の必修化に伴い、各小学校の先生方が独自の学習内容、あるいはテキスト等を使用された場合、先生方の対英語スキルなどにより学校格差が生じるのではと危惧するところがございます。このようなことは教育長を中心に想定取り組みは既に行われているとは思いますが、杞憂とは知りつつも心配せずにはいられなく、今後も含めどのような対応をされるのか、また教員異動を想定した上での継続的指導レベル維持をどのようにお考えなのかをお尋ねいたします。

次に、2点目の小・中学校部活動の外部コーチ・指導者等の導入実態と今後の方向についてでございます。

安倍内閣の働き方改革が叫ばれている中、教員の方々のオーバーワークの実態が明らかになってきている昨今、過日、新聞報道で、名古屋市教育委員会において教員の多忙化を解消し、授業などで児童に向き合う時間を確保する狙いで、平成32年度末で公立小学校の部活動を廃止する方針の記事が掲載されていまして。社会問題になっている先生方の多忙化の実態は、我が垂井町の小・中学校においてはどのような状態なのかをまずお尋ねするつもりでございましたけれども、さきの一般質問の御答弁において、概略といたしますか、詳細をお聞きいたしましたので、この件は省略いたしたいと思っております。

次に、部活動に対する先生のかかわり方の実態についてお尋ねをいたします。

現に小・中学校の部活動の外部コーチ、あるいは指導者等の導入をされているようですが、その実態と部活動自体の学校での位置づけについてお尋ねいたします。

あわせてコーチ、あるいは指導者の待遇状況と指導等の内容についての統制、事故等が起きた場合の責任所在はいかになされているかもお尋ねしたいと思います。生徒の保護者、学校関係者は承知済みでも、広く住民の理解を得る上からも情報の提供は必要であると思っております。よろしくお願いをいたすものでございます。

3点目、垂井町教育委員会指定研究成果の拡大についてでございます。

本年2月24日土曜日に開催されました「来て！見て！知って！垂井町の学校教育公表会」、初めての取り組みとはいえ、垂井町の小・中・高による学校自慢や垂井町教育委員会指定研究実践発表など、聞き応え、見応えのある非常に充実した時間を過ごさせていただいたところでございます。それぞれの学校自慢の中にあっても、とりわけ義務教育ではない地元不破高生の先生・生徒による有害鳥獣の鹿、イノシシの生態調査の活動報告は、私自身興味深いものでございました。その他、いろいろ特色ある発表がなされていたところでございますけれども、日ごろ学校に余りかかわりのない私どもにも門戸を開いた催しは、今後も広く住民の皆様にも参加を募り、児童・生徒、各学校の取り組みを知っていただきたいものでございます。

お尋ねいたします。

垂井町教育委員会指定研究実践発表をされました。特別支援教育、コミュニティ・スクール、ICT活用、新教育課程開発、それぞれ推進指定校のみならず、この研究実践の貴重なノウハウ

ウを町内各学校が取り組めたならば、垂井町の教育がよりハイレベルで、生徒たちにとっても充実した授業になるのではと思いますが、いかがなものでしょうか、お尋ねいたします。

あわせて、こうした成果は広く住民に対して町広報等を利用して情報提供をされるべきと思います。学校のそれぞれの資料等は各自治会等を通じて回覧されているところがございますけれども、こういった特色ある内容については、余り私どもわかっておりません。どうかそういったことも含めて広く広く住民にも周知されたいかがなものであるかと思うわけですが、その辺、いかがでしょうか。

以上、3点質問させていただきます。よろしく御答弁を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 教育長 和田満君。

〔教育長 和田満君登壇〕

○教育長（和田 満君） 若山議員から大きく3つの御質問をいただきました。

私からは、3番目の垂井町教育委員会指定研究成果の拡大についての御質問にお答えいたします。

御質問にありましたとおり、2月24日土曜日に「来て！見て！知って！垂井町の学校教育公表会」を初めて開催いたしました。地域・保護者の皆様、御来賓の皆様にご多数御参加いただき、120を超えるアンケートを提出いただきました。アンケートでは「発表内容が大変よかった」という回答と、「次年度以降の開催の継続を期待する」という回答が大多数でありました。

学校教育公表会は、各学校での特色ある教育を子供たちが学校自慢として発表することで、広く町民の皆様へ情報提供すること、そして、各学校の教職員がこの1年研究に取り組んできた成果を広く町民の皆様へ情報提供することを目的として開催したものであります。

議員に御紹介いただきましたとおり、今年度は全ての学校を町教育委員会指定研究校としております。新教育課程開発校として指定しました垂井小学校は、英語教育に取り組んでおります。特別支援教育の研究校には宮代小学校、東小学校、そして県教育委員会のモデル校の不破中学校を指定しています。コミュニティ・スクールの研究校には府中小学校、岩手小学校、北中学校を指定しております。また、ICT活用の研究校には表佐小学校、合原小学校を指定しております。垂井小学校を除き複数の学校が協力して研究を深められるようにしております。また、働き方改革の視点から、研究の成果を労力のかかります冊子にまとめることはしなくてもよいとしております。

議員から、研究成果を各学校で活用すべきだがどうかと御質問をいただいております。指定研究校の取り組む課題は、これからの教育に必ず求められる重要な課題であると考えています。教育委員会としましては、それぞれの課題について指定校がパイロット校として先行して取り組み、得られた成果を町内各校に広め、各校で活用することを願って指定しているものであります。

今年度は、垂井小学校、東小学校、不破中学校、北中学校が自主的に研究発表会を開催し、実際の授業を通して町内各校の教職員に成果を示しました。今後は、さらに一層、各学校に成

果が広められるよう、校長会、教頭会、教務主任会、特別支援教育担当者会など、随時成果を交流し、各校で活用できるようにしてまいりたいと考えております。

また、成果を広く町民に情報提供すべきだがどうかと御質問をいただいております。各校の教職員が子供たちのために取り組んだ研究の成果を、より広く町民の皆様に情報提供できるように、次年度、平成31年2月16日に開催を予定しております垂井町の学校教育公表会での公表をいたしますとともに、今後は広報や学校等のホームページの活用も視野に入れて取り組んでまいりたいと考えております。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 学校教育課長 木全豊君。

〔学校教育課長 木全豊君登壇〕

○学校教育課長（木全 豊君） 若山議員の御質問のうち、1つ目の小学校の英語教育について、2つ目の小・中学校部活動の外部コーチ・指導者等の導入実態と今後の方向についてお答えさせていただきます。

初めに、小学校の英語教育についてでございますが、垂井町の小学校での英語教育の取り組み状況につきましては、平成20年度より町として英語指導講師1名を任用し、現在も担任とともに外国語活動の授業を進めております。平成21年度から2年間、垂井小学校が文部科学省より外国語活動における教材の効果的な活用及び評価のあり方等に関する実践研究授業の指定を受け、外国語活動の研究を進めてまいりました。

それ以降、各小・中学校から英語教育担当者1名及び町英語指導講師で外国語教育部会を設置し、垂井町独自の指導計画、指導案、教材・教具等を作成してまいりました。現在、町英語指導講師が小学校5・6年生の全ての外国語活動の授業に入り、担任とともに授業を進めております。また、小学校1年生から4年生にも外国語活動として年間10時間の授業を同時に行っております。さらに、英語を母国語とする外部講師を招いた授業も行っているところであります。

平成32年度の新学習指導要領の全面実施では、3・4年生で外国語活動を35時間、5・6年生では外国語科として70時間の授業を行うこととなっております。こうしたことを踏まえ、来年度は、新たに小学校英語指導助手の任用も計画しているところであります。

次に、2点目のテキストや教科書の学校間格差についてお答えさせていただきます。

外国語活動や外国語科で使用する教科書は、国語科や社会科のように、いわゆる検定教科書が教科書会社によってつくられているわけではございません。外国語活動においては、平成24年度文部科学省より「Hi, friends!」という冊子が全小学校に配付され、現在もその冊子を活用して外国語活動を行っています。次年度は、3・4年生用の外国語活動のテキストとして「Let's Try!」が、5・6年生用の外国語科のテキストとして「We Can!」が児童一人一人に配付できるよう準備が進められております。

こちらにありますのは、今度、来年度配付する予定の教材のテキストでございますが、こちらが3・4年生用で、こちらは5・6年生用ということで、3・4年生用は時間数が少ないの

で薄いですが、少し5・6年生は厚くなっています。中身はこういったカラー刷りで、イラスト等が入って、親しみやすいような形になっております。

また、県教育委員会でも岐阜県英語ふるさと副教材を作成し、6年生に配付する予定となっております。こちらが県の教育委員会が作成した英語ふるさと副教材でございますが、この冊子では県内の各市町が英語で紹介されておりまして、垂井町のページでは垂井の曳軸まつりが英語で紹介されておりますし、また表佐の太鼓踊りと、相川のこいのぼりの写真等も掲載されて、垂井町が英語で紹介されております。

さらに、文部科学省は、画像やアニメーションとともに英文や英単語を視聴できるデジタル教材も配信しており、各学校で使用できるよう現在準備を整えたところであります。これらを踏まえ、垂井町外国語教育部会では、垂井町の子供たちの実態や地域の特性に応じた町統一の指導計画と1時間ごとの指導案、授業に役立つ教材づくりを進めていくところでありますので、よろしく御理解賜りますようお願いいたします。

次に、2つ目の小・中学校部活動の外部コーチ・指導者等の導入実態と今後の方向についてお答えさせていただきます。教職員の勤務実態については省かせていただきます。

部活動については、生徒の休養や家庭で過ごす日の確保、顧問の過重な負担を防ぐため、現在、原則として土曜日・日曜日のどちらかを休養日にすることや、平日の5日間のうち1日は休養日とすることとしているところであります。また、部活動を補完することを目的に、保護者会において保護者クラブを設置できるようにしております。

部活動の外部コーチ・指導者等の実態でございますが、2つの中学校全体で26の部活動がございますが、外部コーチ・指導者等を委嘱している部活動は20の部になります。外部コーチ・指導者に対しては、PTAから謝礼を支払っている学校もあれば、全くボランティアでお願いしている学校もあります。また、保護者会として謝礼を支払っている場合もあります。学校の教育活動にはさまざまな地域の方々のボランティアによる御支援をいただいているところでありますが、部活動も同様の状態でございます。

外部コーチ・指導者への指導につきましては、中学校において年2回、保護者の代表者や外部コーチ・指導者を集めた会を開催いたしまして、学校から、けがの未然防止、体罰の禁止、指導のあり方等について指導をしているところでございます。万が一事故等が起きた場合には、部活動は学校の管理下になりますので、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となりますが、保護者クラブにつきましては対象外となりますので、生徒・指導者全員が任意のスポーツ保険等に加入をしていただいているところでございます。

今後も部活動の趣旨、目的と教職員の勤務のバランス等を踏まえながら、外部コーチ・指導者等に適切な助言をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 4番 若山隆史君。

〔4番 若山隆史君登壇〕

○4番（若山隆史君） 御答弁ありがとうございました。

中身の濃い教育長さん、力強く思っております。ぜひぜひ指定研究成果のノウハウ等をそれぞれの学校相互に導入する、教え合う、ノウハウを提供し合うということで、さらにさらに垂井町のみならず、国のあすを担う若人の育成教育に、ぜひ貢献していただきたいと思っております。

それと、1点目の小学校の英語につきましては、まさに杞憂でございました。しっかりとした県下統一的ないわゆる教材等を活用してなされるということでございます。ぜひぜひ充実したものにしていっていただきたいと思っておりますし、2番目の小・中学校の外部コーチの関係でございますけれども、これは実は、つい何日か前でございますけれども、県内のある市において保護者と学校とが、どうも責任所在のあり方について行き違い等のごたごたがあったというような報道がなされたこともございます。そういったことはただいまの答弁でないやに思いますが、さらに万全を期して今後ともよろしく取り組みをお願いしたいと思っております。

それで、最後に質問なんですけれども、実は町長さんに御質問させていただきたいと思うんですけれども、教育関係諸費、いろいろ外部講師だとか、いろいろ採用して充実したものにいろんな多方面で必要になってくるわけでございます。そういった垂井町の教育のさらなる充実を期しての町長さん、教育会議等、教育長さんも含めていろいろ会合もやっておられるようでございますけれども、そういった予算確保もひっくるめて垂井町の教育をさらに充実するに当たっての財源確保、こういったことについての町長さんの御答弁をお願いしたいと思っております。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 若山議員の再質問にお答えをしたいと思います。本論からは大分離れて、また新たな質問かというふうにも捉えたいと思います。教育についての思いを述べさせていただいて、それを答弁にかえたいというふうに思います。

諸費等をどう使っていくかと、あるいは学校教育を充実させるための予算組みということでございますが、さまざまな展開を考えておるところでございますけれども、一つやはり言えるのは、これからのまちづくりにとって子供たちの教育をいかに充実させていくかということは、将来のまちをつくっていく大事な基盤であるという思いでございます。

そのための投資という部分で、先ほども医療費のことで財源の優先順位のお話もいたしましたけれども、やはり教育にかける思いというのは、私のこれは個人的な思い込みかもしれませんが、他の市町に負けないほどしっかりとやっておるつもりではおります。ただ、残念ながら財源が限られておる中で、空調のことでありますとか、トイレの洋式化とか、少しおこなわれているようなこともございますけれども、これはしっかりと着実にやっていかなければならないというふうに考えておる課題でございます。

そして、そういったことを思って、今、人口減少社会に対応していくためにも、この今、学んでいる子供たちが将来にわたって、やはり垂井町が大好きで、垂井町に帰ってきて垂井町に



貢献したいと、そういう子供をやはりつくっていくのは、今の教育が大きな力を持っていると、そういう認識のもとに教育行政にしっかりと予算づけをしていきたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（角田 寛君） これをもって一般質問を終了いたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午後 2 時 33 分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 角 田 寛

垂井町議会副議長 江 上 聖 司

会議録署名議員 若 山 隆 史

会議録署名議員 山 田 利 夫